

極秘

戰時海運管理令第六十一條及同施行規則第四十六條
第三項ニ依ル損失額

(船舶運管會ニ對スルモノ)

通信者用印

損失額

二五〇三、六八七圓八八

内詳別紙調書ノ通

(別紙)

戰時海運管理令第六十一條及同施行規則第四十六條
第三項ニ基ク損失額調書

(一) 迂航及滞船ニ伴フ損失

		金額	備考
1	船舶使用料	一八七六一、二二二	七九
2	燃料費	四三四一、二九二	九六
	計	二三、一〇二、四一五	七五
	船舶運航純益	九九〇三、七七六	一一
	(差引) 小計	一三、一九八、六三九	六四

(二) 船舶ノ沈没ニ伴フ損失

1	船舶使用料	八二九〇三四	二〇
2	燃料費	四五六〇六八	五三

<p>3 遼 航 諸 費</p> <p>4 遭難船客へノ弔慰金</p> <p>5 遭難船客へノ見舞金</p> <p>6 同送還費及船待滞在費</p> <p>計</p> <p>收得運賃及滞船料</p> <p>(差引) 小 計</p>	<p>九六三一〇 二二二</p> <p>二、八〇〇 〇〇〇</p> <p>一〇、四五〇 〇〇〇</p> <p>八四四 七〇</p> <p>一、三九五五〇七 六五</p> <p>九六二、五三一 二五</p> <p>四三二、九七六 四〇</p>	<p>(三) 船舶ノ破損ニ伴フ損失</p> <p>1 船舶使用料</p> <p>七四七、二二五 一四</p>	<p>内 詳</p> <p>目出帆日時至航海中止日時ノ 使用料(使用料ノ全額ヲ支拂 フ) 三六七八四六二</p> <p>自航海中止日時至損傷箇所復 舊完成日時ノ使用料(使用料 ノ六〇%ヲ支拂フ) 七一〇、四四〇、三二</p>
---	--	--	--

	2	3
	燃料費	運航諸費
小計	一三、八九五、二二	五八三、四三
合計	七六一、七〇三、七九	

(四) 遭難船員ニ對スル見舞金

1	見舞金
小計	八六一、二、五四
合計	八六一、二、五四

(五) 船舶ノ保險料

1	戦争、保險料
2	航路定限外保險料
小計	一〇、三四五、九〇、一一二
合計	二五〇、三一、六八七、八八

註

一、損失額ノ調査期間ハ船舶運營會ノ昭和十七年ニ於ケル事業年度（自昭和十七年四月一日、至昭和十八年三月三十一日）トス。但右事業年度中ニ發生セル損失ニシテ同期間中ニ損失額ノ明確ナラザルモノハ本調査ニハ含まズ。次期ノ損失トシテ計上スルコトトス

二、迂航トハ戦争危険（潜水艦及航空機ニヨル襲撃等）回避ノ爲ニナス船舶ノ迂航、の字運航等、滯船トハ洋上待機、避難等ニ依ル船舶ノ運航不能状態ニシテ之等ニ伴フ損失トハ之ニ起因スル失費ヲ云フ。其ノ計算方法ハ次ノ通りトス

昭和十七年度ニ於ケル船舶運航ニ對スル戦争危険ノ増大ノ程度ニ依リ船舶運營會ノ事業年度ヲ便宜自五月至八月、自九月至十二月、自一月至三月ノ三期間ニ分チ右三期間ニ於ケル各船舶ノ運航ニ付キ戦争危険回避ノ爲ニナシタル迂航及滯船ヲ調査ス

而シテ右迂航及滯船ノ爲メ平時ノ運航ニ比シ餘分ニ費消セル日時數ヲ

右各期間毎ニ集計シ之ヲ夫々當該期間ニ於ケル總運航日時數ト對比シ
戰爭危險ニ起因スル運航阻害ノ割合ヲ算出ス、次ニ右阻害率ヲ各期間
ニ於ケル船舶使用料及燃料消費高ノ總額ニ乘ジテ右阻害ニ基ク損失使
用料及燃料費ヲ算出ス

右額ヨリ此等船舶ノ運航純益ヲ控除シタルモノヲ計上ス

三、船舶ノ沈没ニ伴フ損失中、船舶使用料、燃料費、運航諸費ハ沈没船
ノ當該航海開始ヨリ沈没日時ニ至ル迄ノ船舶使用料、燃料費（喪失殘
炭ヲ含ム）運航諸費トス

遭難船客ニ對スル弔慰金ハ大人一人當一〇〇圓、小人五〇圓

遭難船客ニ對スル見舞金ハ大人一人當一〇〇圓、小人五〇圓

送還費及船待滞在費ハ實費ナリ

收得運賃及滯船料ハ沈没船ニ搭載セル貨物ノ前拂運賃及滯船料ナリ

沈没ニ依ル總損失ヨリ之ヲ控除ス

四、船舶ノ破損ニ伴フ損失ノ中船舶使用料ハ當該航海開始ヨリ破損ノ日

時迄ハ全額支拂ヒ破損後修理完了日時迄ハ使用料ノ六割ヲ支拂フモノ
ト定メラル

沈没及破損ニ伴フ損失明細

(一) 沈没ニ伴フ損失明細 (具一) (船客肉帛以外ノ損失)

運航実務者	船名	船舶使用料	燃料費 (含没失燃料)	運航諸費	小計	取得運賃 及船料	差引残	摘要
栗林商船	喜多方丸	二〇五八・八七	五五七〇・九〇	一、一五七・四五	八七七八・三二	四九二四・八〇	三八三三・四二	千葉東江見沖〇〇沈没 一七、五、二五
南洋海運	熱田丸	二〇八七八・八一	四三三二・四一	二五、一九五・〇四	八九五五・二六	七三三九・五〇	一六〇七五・七六	琉球東方〇〇沈没 一七、五、三〇
	びるま丸	三五三三・九六	二五二二・九二	一、二二九・九七	六、五九九・五二		六一五九・五二	タイ湾アロクイ沖〇〇沈没 一七、六、一一
日本郵船	第五 豊海丸	一五、五九四・八四	五四八四・九四	一〇、八七九・四	二、一八七・七二	二九七六・六八	七五九三・九六	門司ノ上海〇〇沈没 一七、六、三〇
日産汽船	日山丸	五、四四四・三八	二九、九三九・四六	一〇、三〇七・八七	九、四六九・七一	一、六五三・八三	七〇、六七・六八	キノン沖〇〇沈没 一七、七、一一
日本郵船	函館丸	三六、八六五・六六	二七、三三四・六四	一、九三九・五二	六六、〇三九・八二	一、五八四・四九	五〇、二五三・三	佛印沖〇〇沈没 一七、七、一六
三井船舶	明和丸	三、六一四・八二	七、三三一・六八		一〇、九四六・五〇		一〇、九四六・五〇	尻矢岬〇〇沈没 一七、八、一
日本郵船	ペラ才丸	四、二四〇・七〇	二〇、〇七六・四六	二〇、二八三・〇三	九三、七六六・四九	六、五〇〇・二七	二七、七六五・二二	トラップ島南方〇〇沈没 一七、八、五
日産汽船	日慶丸	四、九六八・二二	一七、三三八・四四		六四、三五六・六六		六四、三五六・六六	周参見沖〇〇沈没 一七、八、八
日下部汽船	美福丸	二、五六一・五九	四、七六八・五六		七、三三三・一五		七、三三三・一五	青森東沖〇〇沈没 一七、八、八
北日本汽船	盛海丸	三、六一七・四二	七、二四一・五四		九、七三二・九六		九、七三二・九六	金華山沖〇〇沈没 一七、八、二四

山下汽船	永福丸	一七、二四五六	二〇、八九四九八		三七、九四一五四		三七、九四一五四	一七、八、三一 台湾沖〇〇沈没
會明丸	六、八三三二〇	三三、三三、七〇		一〇、一六四九〇		一〇、一六四九〇	一七、九、四 久慈島沖〇〇沈没	
第六 多聞丸	三七、〇二五二三	二〇、五三、七〇	三八、一〇	五七、八四、〇三		五七、八四、〇三	一七、九、二八 八戸沖〇〇沈没	
岡田商船	東生丸	一五、一〇六三三	二〇、〇七、八三	二九、〇〇	三五、四三、〇三	二四、五三、一九	一七、一〇、一 原矢岬沖〇〇沈没	
日本郵船	陽明丸	一〇、四六七九五	六、二五七、八六		一六、七〇、八一	一六、七〇、八一	一七、一〇、一 和歌山泉何古記沖沈没	
日東汽船	金南丸	三四、四五三九二	一〇、五三、〇〇	二二、一八、六	三五、三三、八七六	三五、三三、八七六	一七、一〇、三 龜尾崎沖〇〇沈没	
大阪商船	へいぐ丸	九、三五、三〇	七、六三九、七六	六、五〇、二五	二二、四八、七三	二二、四八、七三	一七、一〇、八 三妻泉三水崎沖〇〇沈没	
鶴丸汽船	八幡山丸	一三、二三〇、九三	二九、三三、九二	一九〇、二五	一七、三三、四一〇	一七、三三、四一〇	一七、一〇、九 紀州尾鷲岬〇〇沈没	
岡田商船	拓生丸	三四、二一九七	三四、九五、三六		六、九〇、七	六、九〇、七	一七、一〇、一四 高千穂崎〇〇沈没	
三井船船	帝村丸	二八、一六三、二七	三五、九三〇、二八	七、九八、七八	七、〇七、六三三	六、七、七三六、七七	一七、一〇、一四 高貴島西安名崎〇〇沈没	
東洋汽船	節洋丸	二六、六四、八〇	五、四三、一五		九、三三、七五	九、三三、七五	一七、一〇、一七 宮古港ノ久崎島〇〇沈没	
川崎汽船	和爾丸	一〇、八七六、九四	三〇、七三、六九〇	四、三三、七一	一四、三三、九一五	一六、九六、八二五	一七、一〇、一九 豊後水道細島沖〇〇沈没	
中村汽船	隆南丸	一五、九三三、七二	二二、四六、〇〇	二四、九、九六	一八、八四、九六八	七、九六、九、七一	一七、一〇、二〇 大王子崎沖〇〇沈没	

運航業者	船名	船舶使用料	燃料費 (含喪失燃料)	運航諸費	小計	取得運賃 及添燃料	差引残	摘要
日屋汽船	日穂丸	二二,一〇四・四九			二二,一〇四・四九	一三,五七二・四九	八,五三二・〇〇	日彦沖〇〇沈没
乾汽船	乾雲丸	七,三三四・四九	五,八九七・六〇		一三,二三四・〇九		三,三四〇・〇九	尻矢岬沖〇〇沈没
大阪商船	鉄海丸	二二,三二七・四四	四,三三五・六二	五,七八八・九	一六,三二九・九五	一三,五三四・七四	二,五七九・二一	男女群島附近〇〇沈没
川崎汽船	へびす丸	一三,四八一・九六	八,〇七一・三二		二一,五五三・二八		二,〇五三・二八	石松/青島〇〇沈没
乗林商船	神護丸	五,五八〇・一四	七,三九九・七〇	一〇,三三四・八	一三,〇六三・三二		一,三〇六・三二	尻矢岬沖〇〇沈没
川崎汽船	玄山丸	一三,九六九・〇	二,四二二・〇〇	六,三三三・〇	三,七六一・二〇		三,七六一・二〇	青森県見崎沖〇〇沈没
日本郵船	近江丸	七四,二六三・〇二	二五,三四三・五一	一〇,三三三・三二	一〇,九七八・六五	六,六九四・八〇五	四,二七八・六〇	クサイノボナベ〇〇沈没
乗重海運	福運丸	一五,三四三・七八	八,八三九・一三	三,七三四・五〇	二七,七九七・四一	四,五三三・二二	二,七四五・八一	海南島兵馬島沖〇〇沈没
国際汽船	連山丸	三,〇九二・四〇	六,三四九・二〇		九,四四〇・六〇		九,四四〇・六〇	釜石岬〇〇沈没
山下汽船	桶山丸	一八,七六三・四五	一,一八八・二五		三,〇〇八・八		三,〇〇八・八	高根沖〇〇沈没
		八,八二〇・四二・二〇	四,五六六・六三・五三	九,六三二・〇二・二二	一三,八〇三・九二・九五	九,六三三・三二・二二	四,一七〇・六〇・七〇	

沈没ニ伴フ損失ノ明細（其二）

（遺難船客ニ対スル弔慰金・生存者ニ対スル弔慰金・運送費明細）

<p>穂田丸（一七、五三〇）</p> <p>死亡客ニ八人ニ對スル弔慰金 一人ニ付百圓</p> <p>函館丸（一七、七二六）</p> <p>生存客六人ニ對スル見舞金 一人ニ付百圓</p> <p>パラオ丸（一七、八五）</p> <p>生存客見舞金</p> <p>大人八二人 一人ニ付百圓</p> <p>小人三〇人 一人ニ付五十圓</p> <p>同 四人 口「カ」ル客 一人ニ付三七円五〇</p> <p>生存客船待滞任費</p> <p>合計</p>	<p>八二〇〇〇</p> <p>一五〇〇〇</p> <p>一五〇〇〇</p> <p>八四四七〇</p>	<p>二八〇〇〇</p> <p>六〇〇〇</p> <p>一〇、六九四七〇</p> <p>一四、〇九四七〇</p>
	円	円

（備考）パラオ丸（一七、八五沈没）ノ死亡船客ニ對スル弔慰金八十八年度ニ計上ノコトトス

(二) 破損ニ伴フ損失

運輸実務者	船名	快用		燃料費	運送諸費	合計
		復旧工時期間 (定額ノ大割)	出帆ヨリ破損 ノ日時迄			
川崎汽船	福山丸	三〇、九〇六・二七	一八、〇六三・九七	六九八七・五五		五五、九五七・七九
近海油槽船	光安丸	六八、四一五・五九				六八、四一五・五九
川崎汽船	榮丸	三、一二五・六三				三、一二五・六三
大阪商船	しどい丸	七、八三九・九四	七、九三九・五七	一一、二八四・八		八七、四六四・九九
栃木商事	柿爾西丸	三五、一九九・一六	一〇、七八一・〇八	五、七七九・一九		五二、三四二・八六
飯野海運	日南丸	一一、四〇七・八四			五、八三・四三	一一、四〇七・八四
東洋汽船	宇洋丸	九七、五三八・一〇				九七、五三八・一〇
川崎汽船	玄山丸	二九、九五四・〇四				二九、九五四・〇四
	壱川丸	一一、九四七・九七四				一一、九四七・九七四

山下汽船	豫州丸	七二六五九二一			七二六五九二一
北日本汽船	北水丸	三五五五六七			三五五五六七
三井船舶	天龍川丸	一六一三八三三			一六一三八三三
合計		七一〇、四四〇、五二	三六七八四六二	一三、八九五二二	七六、七〇三、七九

(三) 遭難船員見舞金明細

運輸実務者名	船名	金額	摘要
南洋海運	熱田丸	三〇〇〇〇	一七、琉球東方〇〇沈没。
日産汽船	日山丸	一〇〇〇〇	一七、ヤノン沖〇〇沈没。
日下部汽船	美福丸	五〇〇〇	一七、青森県敵沖〇〇沈没。
川崎汽船	福山丸	四〇〇〇	一七、久慈島沖〇〇坐礁破損。

川崎汽船	ベニす丸	一三〇 二四	一七 一六 〇〇沈没
	玄山丸	四六〇 〇〇	一七 一三 一六 〇〇沈没
	雪川丸	二四〇 〇〇	一七 一三 一六 〇〇沈没
東亜海運	福輝丸	七七〇 〇〇	一七 一三 一六 〇〇沈没
國際汽船	連山丸	一〇〇 〇〇	一八 一六 〇〇沈没
日本郵船	伏見丸	一五一〇 〇〇	一八 一六 〇〇沈没
	北斗丸	四四〇 〇〇	一八 一六 〇〇沈没
飯野海運	久島丸	三五〇 〇〇	一八 一六 〇〇沈没
大阪商船	高千穂丸	八九二 六〇	一八 一六 〇〇沈没
三井船舶	高雄山丸	七〇〇 〇〇	一八 一六 〇〇沈没
新興汽船	皋月丸	五〇〇 〇〇	一八 一六 〇〇沈没
計		八、六一二 五五四	一八 一六 〇〇沈没

戰爭危險回避ノ爲メ迂航及滯船ニ伴フ使用料及燃料費損失計算書

一 總航海日數ニ對スル迂航及滯船日數ノ割合

戰爭危險ニ因ル迂延日數 ノ總航海日數ニ對スル割合	内 戰爭危險ニ因ル分			差引遷延日數	平時基準航海日數	總航海日數	調登航海數	第一期(自十七年五月至同年八月)			第二期(自十七年九月至同年十二月)			第三期(自十八年一月至同年三月)					
	其他																		
〇〇五四九八二四	二七三五〇〇	一〇五二七八	三七八七七八	一五三五九七八	一九一四七五六	一、三九一航海	二、三八二航海	三、二四二航海	三、八八七九	一〇、六三五〇二	一、四三二八	一〇、六三六三	九、一六七四	三、六四二二	五、〇七五〇	三、二四二航海	三、六四二二	五、〇七五〇	三、二四二航海
〇〇八八九三六二	七一三八三九	三、四九六六三	一〇、六三五〇二	一、四三二八	二八、二四三九七	三、八八七九	三、二四二航海	三、二四二航海	一〇、六三六三	一、四三二八	一〇、六三六三	九、一六七四	三、六四二二	五、〇七五〇	三、二四二航海	三、六四二二	五、〇七五〇	三、二四二航海	
〇一〇一六八六五	九一六七四	五、一六〇六六	一、四三二八	一、四三二八	三、六四二二	三、六四二二	三、六四二二	三、六四二二	三、六四二二	三、六四二二	三、六四二二	三、六四二二	三、六四二二	三、六四二二	三、六四二二	三、六四二二	三、六四二二	三、六四二二	三、六四二二

一 昭和十七年度ニ於ケル船舶使用料及燃料費

三、船舶使用料及燃料費ノ損失

船舶使用料	第一期	第二期	第三期	合計
燃料費	七五三〇七元五角七分六厘	一〇〇九〇元二角三分六厘	四六三二八元六角二分二厘	二二四四三六元七角二分六厘
合計	一九六一元一角三分六厘	二二七九元四角七分三厘	一六九二元八角三分二厘	五四三三三元二角三分九厘
合計	九六八一元二角二分二厘	一二六六元九角八分一分六厘	五八二五元八角六分一分三厘	二七八七元七角二分二厘

船舶使用料	第一期	第二期	第三期	合計
燃料費	四二五五〇元七角一分	九八〇五〇元四角六分	四七一〇元八角四分	一八七六元二角七分
合計	一〇七六元二角八分	二〇三〇〇元七角三分六厘	一三二三元五角二分八厘	四三四一元二角二分九分
合計	五三二三元七角五分九厘	一八八三元二角二分四分	五九一元九角三分二分	一三二〇元四角一分七分五厘

(註) 第一項ノ戰爭ニ因ル航滯船日數割合ヲ第二項ノ金額ニ乘
シテ算出ス

昭和十七年度戦争被害船上ノ損失費處理狀況

船名		遭難事由	使用料及航海費	船客關係費	船員見舞金及花巻代
喜多方丸	一七五二五	千葉縣江見沖〇〇沈没	濟	〇〇	無
熱田丸	一七五三〇	琉球東方〇〇沈没	濟	〇〇	濟
びるま丸	一七六一二	タイ海ブロクイ沖〇〇沈没	濟	〇〇	無
五雲海丸	一七六三〇	門司/上海〇〇沈没	濟	〇〇	無
日山丸	一七七一	キノン沖〇〇沈没	濟	〇〇	濟
口籠丸	一七七一六	佛印沖〇〇沈没	濟	〇〇	無
和丸	一七八一	尻矢岬沖〇〇沈没	濟	〇〇	無

天祐丸	曾野丸	ちた丸	永福丸	仙海丸	昌和丸	美福丸	日慶丸	バラオ丸
久慈島 一七九	久慈島 一七九	久慈島 一七九	台湾沖 一七八三	金華山沖 一七八二	マニラ附近 一七八二	青森縣鮫沖 一七八八	周本見沖 一七八八	トラツク島南方 一七八五
〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
沈没	沈没	沈没	沈没	沈没	沈没	沈没	沈没	沈没
未済	済	未済	済	済	未済	済	済	済
/	/	/	/	/	/	/	/	生存者見舞金 済 弔慰金 未済
無	無	無	一部済 (花菱代 一五七〇円) 未済	無	未済	済	無	未済

新 生 丸	節 洋 丸	帶 村 丸	八 幡 山 丸	へ さ ぐ 丸	全 島 丸	隱 頭 丸	栗 生 丸	島 六 多 聞 丸
岩手縣鮫崎 一七二〇、一四〇〇 沈没	宮古港・八慈瀨中間 一七二〇、一七一七 〇〇沈没	富貴角東西家石崎 一七二〇、一四〇〇 〇〇沈没	紀州尾瀨沖 一七二〇、九〇〇 〇〇沈没	三重縣三木崎沖 一七二〇、八〇〇 〇〇沈没	鹽屋崎沖 一七二〇、三〇〇 〇〇沈没	新秋山縣伊古記沖 一七二〇、一〇〇 〇〇沈没	尻矢沖 一七二〇、一〇〇 〇〇沈没	八戸沖 一七二九、二八〇〇 〇〇沈没
濟	濟	濟	濟	濟	濟	濟	濟	濟
/								
濟	濟	濟	無	濟	濟	無	濟	濟

近江丸	玄山丸	神護丸	べんす丸	日海丸	乾雲丸	日慈丸	隆原丸	和融丸
一七、一三、二八 クサイ/ボナベ 〇〇沈没	一七、一三、一六 青森縣見崎 〇〇沈没	一七、一三、一六 尻矢岬沖 〇〇沈没	一七、一三、一一 若松/青島 〇〇沈没	一七、一三、三 男女群島附近 〇〇沈没	一七、一〇、二四 尻矢岬沖 〇〇沈没	一七、一〇、二一 台灣沖 〇〇沈没	一七、一〇、二〇 三重縣大王崎沖 〇〇沈没	一七、一〇、一九 豊後水道細島沖 〇〇沈没
濟	濟	濟	濟	濟	濟	濟	濟	濟
未濟	/	/	/	/	/	/	/	/
未濟	濟	無	濟	無	濟	一部濟 花環代 三〇日未濟	濟	濟

廣和丸	高千穂丸	久島丸	北斗丸	楠山丸	伏見丸	釜石丸	帝福丸	福蔭丸
大阪/寒皇島 一八三一九 〇〇 沈没	門司/基隆 一八三一九 〇〇 沈没	尻矢岬沖 一八三八 〇〇 沈没	鮫崎沖 一八三三 〇〇 沈没	高雄沖 一八三八 〇〇 沈没	御前崎 一八三二 〇〇 沈没	釜石沖 一八一六 〇〇 沈没	洮子沖 一七二二、二九 〇〇 沈没	海南島兵馬角沖 一七二三、二九 〇〇 沈没
未濟	未濟	未濟	未濟	濟	未濟	濟	未濟	濟
/	未濟	/	/	/	未濟	/	/	未濟
未濟	濟	濟	濟	無	濟	濟	無	濟

保山丸	一八三二一	〇〇	沈沒	未濟	/	未濟
日通丸	一八三二一	〇〇	沈沒	未濟	/	未濟
高嶺山丸	一八三二四	〇〇	沈沒	未濟	/	濟
奉月丸	一八三二五	〇〇	沈沒	未濟	/	一部濟
勇山丸	一八三二七	〇〇	沈沒	未濟	/	未濟

(被擄船)

船名	遭難了復舊了完了迄期間	使料及航海費	船客關係費	船員見舞金及化粧代
龍山丸	一七八四二時了 一七八三二四時及 一七八三二九時了 一七八八二時	濟	/	濟

盛南丸	天龍川丸	與生丸	北水丸
一八三、二〇、一六時ヨリ (十八年度ニ繼續)	一八三、三、二二時ヨリ (以下十八年度ニ繼續)	一八三、一三、二二時ヨリ (十八年度ニ繼續)	一八三、三、二四時ヨリ (以下十八年度ニ繼續)
未濟	十七年度分濟	未濟	十七年度分濟
未濟	未濟	未濟	無

逓信省告示第七百二十四號

戰時海運管理令第二十一條ノ規定ニ依リ船舶運營會ノ被徵用船員ニ支給スベキ給料・手當(退職金ヲ除ク)・賞與其ノ他ノ給與ノ基準ヲ左ノ通定メ本日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十七年五月十一日

逓信大臣 寺 島

健

一 給料・手當其ノ他ノ給與

戰時海運管理令施行ノ際船員給與統制令ノ適用ヲ受ケ現ニ實施中ノ給與ノ率則及協定ハ當分ノ内戰時海運管理令ニ依リ船舶運營會ノ被徵用船員ニ支給スベキ給料・手當其ノ他ノ給與ノ基準トス

二 賞與

昭和十五年 月 十一 逓信省告示第三千二百八十三號ニ於テ定ムル船員ニ支給スベキ賞與ノ基準ハ戰時海運管理令ニ依リ船舶運營會ノ被徵用船員ニ支給スベキ賞與ノ基準トス

五 船員及船客關係規程

- (一) 被徵用船員戰時手當規程
- (二) 被徵用船員戰時手當規程取扱內規
- (三) 被徵用船員遭難手當規定
- (四) 遭難船客救護措置內規

被徵傭船員戰時手當規程

昭和十八年一月一日實施

第一條 沿海區域以上ヲ航行區域トスル船舶運營會ノ運航スル船舶ニ乘組

ム被徵用船員ニ對シテハ本規程ニ依リ戰時手當ヲ支給ス

第二條 戰時手當ヲ分チテ左ノ二種トス

(A) 戰時勤務手當

(B) 特別航海手當

第三條 戰時勤務手當ハ乘組期間ニ對シ給料ノ二割五分相當額ヲ支給ス但

シ船長ニ付テハ三割相當額トス

第四條 特別航海手當ハ別ニ定ムル第一區内ニ在ル期間ハ給料ノ二割相當

額、全第二區内ニ在ル期間ハ給料ノ四割相當額トシ夫々其ノ區域内ニ在

ル日數ニ應ジ之ヲ支給ス

第五條 左ノ各號ノ一ニ該當スル期間ニ對シテハ特別航海手當ヲ支給セズ

(A) 内地ニ於ケル入渠及碇泊ノ期間但シ出入港ノ日ヲ除ク

(四) 瀬戸内海ニ在ル期間但シ全内海ニ出入ノ日ヲ除ク

附 則

第六條 本章程ハ昭和十八年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

第七條 昭和十七年五月通信省告示第七百二十四號ヲ以テ船舶運賃會ノ被徵用船員ニ支給スベキ給與ノ基準ト定メラレタル準則中在ニ掲グル手當ハ之ヲ廢止ス

一、大東亞戦争ニ因ル船舶乗組員特別手當、時局手當、航路手當、航海手當、臨時航海手當ヲ除ク、夏期手當、貴重品輸送手當、嵩高品輸送手當、危険品輸送手當、油槽船ヲ除ク、動防輸送手當、青果物輸送手當、甲板積手當、撤貨物油轉載手當、マツト保管手當、船内尋手當、船口開閉手當、ホツトムシーリング取付取外手當

二、其ノ他前號ニ掲グル手當下名稱ヲ異ニスルモ其ノ内容ヲ同ジクスルモノ

被徵用船員戰時手當規程取扱内規

被徵用船員戰時手當規程ノ取扱ヲ左ノ通定ム

一、第四條ニ掲グル區域ヲ左ノ通定ム

(A) 第一區 日本海々境、即チ間官海峽ニ於テハ北緯五十度ノ線以東、

宗谷海峽ニ於テハ西能登呂岬燈臺ト宗谷岬燈臺トヲ連ネタル線、津輕海峽ニ於テハ汐首岬燈臺ト大間崎燈臺トヲ連ネタル線、朝鮮海峽ニ於テハ蔚崎燈臺ト角島燈臺トヲ連ネタル線以內ノ海域トス

(B) 第二區 第一區以外ノ海域

二、第五條瀬戸内海ノ區域ヲ左ノ通定ム

友ヶ島水道ニ於テ島藻埼ヨリ正東ニ引キタル線、地ノ島、沖ノ島ヲ經テ友ヶ島燈臺ト生石鼻トヲ連ネタル線、鳴戸海峽ニ於テ瀬崎ト大磯埼トヲ連ネタル線、豊後水道ニ於テ關崎燈臺ヨリ高島ヲ經テ佐田岬燈臺ヲ連ネタル線、下關海峽ニ於テ笠井島北端泉水鼻ヲ經テ妙見埼ヲ連

ネタル線以内ノ海域トス

三、以四條ノ特別航海手當ハ之ヲ國庫貯金トスルモノトス

第一條 被徵用船員（以下船員ト稱ス）業務ニ從事中海難ニ遭遇シタル
トモハ本規程ノ定ムル所ニ依リ遭難手當ヲ支給ス

第二條 遭難手當ハ左ノ四種トス

一 障害手當

二 死亡手當

三 葬祭料

四 所持品手當

第三條 障害手當ハ船員業務ニ從事中海難ニ遭遇シ因リテ傷痕ヲ受ケ若

ハ疾病ニ罹リ當該傷痕疾病ノ治癒シタル時ニ於テ仍身體ニ障害ヲ存ス

ルトキ又ハ傷痕ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リタル日ヨリ起算シ九月ヲ経過ス

ルモ治癒セザルトキ本人ニ之ヲ支給ス

障害手當ノ額ハ障害ノ程度ニ從ヒ左ノ如ク之ヲ定ム但シ第一條又ハ第

二條ニ該當スル場合ニ於テ本人ニ依リ扶養セラルベキ者アルトキハ一

入毎ニ給料三月分一日給ノ場合ニ在リテハ日給三十日分ヲ以テ給料一月分ト看做ス以下同ジテニ相當スル金額ヲ加フ

一 終身自用ヲ辨スルコト能ハザルニ至リタルトキ 給料二十七月分ニ相當スル金額

二 終身業務ニ服スルコト能ハザルニ至リタルトキ 給料十八月分ニ相當スル金額

三 從來ノ業務ニ服スルコト能ハザルニ至リタルトキ、健康蓄ニ復スルコト能ハザルニ至リタルトキ又ハ女子ニシテ其ノ外貌ニ醜痕ヲ殘シタルトキ

給料十月分ニ相當スル金額

四 身置ニ障害ヲ存スト雖引續キ從來ノ業務ニ服スルコトヲ得ルトキ

給料二月分ニ相當スル金額以内

障害ノ程度ニ關シテハ船舶運管會ノ認定スル所ニ依ル

船員ノ遭遇シタル海難ノ時危険ニ因ルモノアルトキハ障害手當ノ額

六之ヲ前項ノ規定ニ依リ支給スベキ金額ノ倍額トス

第四條 死亡手當ハ船員業務ニ從事中海難ニ遭遇シ因リテ死亡シタルト

キ又ハ傷痕ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リ之ニ起因シテ九月以内ニ死亡シタル

トテ其ノ遺族ニ之ヲ支給ス

死亡手當ノ額ハ給料十八月分ニ相當スル金額トス但シ本人ニ依リ扶養セララルベキ者アルトキハ一人毎ニ給料三月分ニ相當スル金額ヲ加フ

船員ノ遭逢シタル海難ガ戦時危険ニ因ルモノナルトキハ死亡手當ノ額ハ之ヲ前項ノ規定ニ依リ支給スベキ金額ノ倍額トス

第五條 前二條ノ規定ニ於テ本人ニ依リ扶養セララルベキ者トハ左ニ掲グル者ニシテ主トシテ本人ノ收入ニ依リ生計ヲ維持スルモノヲ謂フ

一 配偶者一層出ヲ爲サザルモ事實上婚姻關係ト同様ノ事情ニ在ル者ヲ含ム

二 滿六十歳以上ノ直系尊屬ニシテ本人ト同一戸籍内ニ在ルモノ

三 滿十八歳未滿ノ直系卑屬及弟妹ニシテ本人ト同一戸籍内ニ在ルモノ

四 不具廢疾者ニシテ本人ト同一戸籍内ニ在ルモノ

第六條 第四條ノ規定ニ拘ラズ第三條ノ規定ニ依ル障害手當ノ支給ヲ

受ケタル者第四條第一項後段ノ規定ニ該當スルニ至リタル場合ニ於
テ其ノ遺族ニ支給スベキ死亡手當ハ本人ノ受ケタル障害手當ノ額ガ
其ノ遺族ニ支給スベキ死亡手當ノ額ヨリ少額ナルトキハ其ノ差額ヲ
支給スルヲ以テ足り死亡手當ノ額以上ナルトキハ之ヲ支給セズ

第七條 本規定ニ於テ遺族トハ本人ノ妻、子、夫、父、母、孫、祖父、
祖母及兄弟姉妹ニシテ本人ノ死亡當時ヨリ引續キ之ト同一戸籍内ニ
在ルモノ、本人ノ死亡當時實家又ハ本家ニ在リタル實父母、指定又
ハ選定家督相續人竝ニ本人ノ死亡當時屬シタル家ノ戸主又ハ其ノ家
ヲ相續シタル戸主ヲ謂フ本人ノ死亡後二年以内ニ昭和十五年法律第
四號一委託又ハ郵便ニ依ル戸籍届出ニ關スル法律一ノ適用ヲ受ケ本
人ノ死亡當時ヨリ引續キ之ト同一戸籍内ニ在ル妻、子、父、母、祖
父、祖母又ハ兄弟姉妹ト爲ルニ至リタル者ニ付亦同ジ
届出ヲ爲サザルモ事實上婚姻關係ト同様ノ事情ニ在ル者ハ前項ノ規
定ノ適用ニ付テハ之ヲ同一戸籍内ニ在ル妻又ハ夫ト看做ス

本人ノ死亡當時胎兒タル子又ハ未出生シタルトキハ第一項ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ本人ノ死亡當時其ノ戸籍内ニ在リタルモノト看做ス

第八條 死亡手當ノ支給ヲ受クベキ遺族ノ順位ハ前條第一項ニ漏グル順序ニ依ル但シ同項後段ニ規定スル者ニ死亡手當ヲ支給スルハ此ニ之ヲ受ケタル者ナキトキニ限ル

前項ノ規定ニ依ル同順位ノ子又ハ兄弟姉妹ノ間ニ在リテハ其ノ順位ニ付テハ民法第九百七十條第一項ノ規定ヲ準用ス

第一項ノ規定ニ依ル同順位ノ孫ノ間ニ在リテハ其ノ順位ハ左ノ各號ノ規定ニ依ル

一 前項ノ規定ニ依リ先順位者タル者ノ子ハ之ヲ後順位者タル者ノ子ヨリ先ニス

二 前號ノ規定ニ依ル同順位ノ孫ノ間ニ在リテハ民法第九百七十條第一項ノ規定ヲ準用ス

第一項ノ規定ニ拘ラズ父母ニ付テハ養父母ヲ先ニシ實父母ヲ後ニシ
祖父母ニ付テハ養父母ノ父母ヲ先ニシ實父母ノ父母ヲ後ニシ父母ノ
養父母ヲ先ニシ實父母ヲ後ニス

第九條 死亡手當ヲ支給スベキ順位ニ在ル遺族左ノ各號ノ一ニ該當ス
ル場合ニ於テ次順位者アルトキハ死亡手當ハ之ヲ當該次順位者ニ支
給ス

一 死亡シタルトキ

二 所在不明ナルトキ

三 本人ノ死亡當時屬シタル家ヲ去リタルトキ

第十條 葬祭料ハ船員業務ニ從事中海難ニ遺偶シ因リテ死亡シタルト
キ葬祭ヲ行フ遺族ニ之ヲ支給ス葬祭ヲ行フ遺族ナキトキハ葬祭ヲ行
フ者ニ之ヲ支給スルコトヲ得

葬祭料ノ額ハ給料一月分ニ相當スル金額トス但シ其ノ金額五十圓ニ
滿タザルトキハ之ヲ五十圓トス

船員、遭遇シタル海難が戦時危険ニ因ルモノナルトキハ葬祭料ノ額
ハ之ヲ前項ノ規定ニ依リ支給スベキ金額ノ倍額トス

第十一條 所持品手當ハ船員業務ニ從事中海難ニ遭遇シ因リテ所持品
ヲ喪失シタルトキ本人ニ之ヲ支給ス但シ本人死亡シタルトキハ其ノ
遺族ニ之ヲ支給ス

所持品手當ノ額ハ所持品喪失ノ程度ニ從ヒ左ノ如ク之ヲ定ム但シ平
水區域又ハ沿海區域ヲ航行區域トスル船舶（外地ニ在ルモノヲ除ク
ノ乗組員ニ付テハ各半額トス

一 所持品ノ全部ヲ喪失シタルトキ 給料六月分ニ相當スル金額

二 所持品ノ一部ヲ喪失シタルトキ 給料六月分ニ相當スル金額以内

第八條及第九條ノ規定ハ第一項但書ノ規定ニ依リ遺族ニ所持品手當
ヲ支給スベキ場合ニ之ヲ準用ス

第十二條 船員業務ニ從事中海難ニ遭遇シ因リテ行方不明トナリタル
トキハ毎月給料ノ全額ヲ支給ス但シ六月ヲ超エテ仍行方不明ナルト

キハ之ヲ死亡シタルモノト看做ス

附 則

第十三條 本規程ハ昭和十八年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十四條 昭和十七年五月遞信省告示第七百二十四號ヲ以テ船舶運營會ノ被徵用船員ニ支給スベキ給與ノ基準ト定メラレタル準則中遭難船員手當ニ關スル準則ハ之ヲ廢止ス

遭難船客救護措置内規

船舶運管會

(一) 戦争危険ヲ直接ノ原因トスル海難事故ニ依リ遭難セル船客中生存者ニ對シテハ見舞金大人一人ニ付金壹百圓(十二歳未滿ノ者ハ半額)ヲ支給スルコト

戦争危険ヲ直接ノ原因トセザル海難事故ノ場合モ右ト同様トスルコト

(二) 戦争危険ヲ直接ノ原因トスル海難事故ニ依リ死亡シ又ハ傷害ヲ受ケタル船客ニ對シテハ左記基準ニ依リ弔慰金又ハ見舞金ヲ支給スルコト(十二歳未滿ノ者ハ半額)

(一) ノ見舞金ト左記ノ見舞金トハ重複支給シ得ルコト

(一) 死亡シタルトキ

弔慰金 金壹千圓

(二) 精神的又ハ身体的作業能力ヲ害シ終身自用ヲ辨ジ得ザルカ終

身業務ニ服シ得ザルニ至リタルトキ

見舞金 金壹千圓

(三) 身体ニ著シキ障害ヲ存シ又ハ女子ニシテ其ノ外貌ニ醜痕ヲ殘

シタルル

見舞金 金五百圓

四 戦争危険ヲ直接ノ原因トセザル海難事故ニ依リ死亡シ又ハ傷害ヲ受ケタル船客ニ對スル弔慰金及見舞金ハ四ノ基準ノ五割増トスルコト

四 四及三ニ規定スル弔慰金及見舞金ハ事故發生ノ時ヨリ三ヶ月以内ニ生ジタル死亡又ハ障害ニツキテ之ヲ支給スルコト但シ行方不明者ニツキテハ死亡認定手續ノ完了後之ヲ支給スルコト

四 弔慰金ヲ受ケ得ベキ遺族ノ順位ハ左ノ通りトスルコト

一 配偶者 二 子 三 孫 四 父

五 母 六 祖父 七 祖母 八 兄弟姉妹

九 本人死亡當時實家又ハ本家ニ在ル實父母

十 指定又ハ選定家督相續人

十一 死亡當時屬シタル家ノ戸主又ハ其ノ家ヲ相續シタル者

届出ヲ爲サザルモ事實上婚姻關係ニ在ル者ハ石ノ規定ノ適用ニ付

イテハ之ヲ配偶者ト看做スルコト

同順位ノ子又ハ兄弟姉妹ノ間ニ在リテハ其ノ順位ニ付テハ民法第九百七十條第一項ノ規定ヲ準用スルコト

(六) 生存船客ニ對スル應急被服、日用品等ノ給與、宿泊及食事ノ供與送還ノ手配並生存船客中ノ傷痍者ニ對スル治療（附添入ノ宿泊及食事ヲ含ム）ハ實情ニ應ジ本會ノ費用ニ於テ之ヲ爲スコト

死亡船客遺骸引渡迄ノ費用ハ本會之ヲ負擔スルコト

(七) 四等船客並囚人、俘虜其ノ他特殊船客ニ付テハ本内規ニ依ラズ別途考慮スルコト

六 運航船舶及保險料關係

(一) 昭和十八年三月三十一日現在運航船舶調

(二) 損害保險國營再保險法ニ依ル船舶戰爭保險料率表

(三) 航路外航行割増保險料率表

極秘

昭和十八年三月三十一日現在運航船舶調

船舶運營會

種別	隻數	總噸數	重量噸
日本船舶（大、小型船）	七九二	一七七六一五	二五九八一五
（機帆船）	二四二	四七六九五	八三四六六
拿捕戰利船舶	二八	六六三二六	九二五〇一
外國備船	二七	一〇五〇一四	一三八四三三
合計	一〇八九	一九九六一八七	二九一二五二九

損害保險國營再保險法ニ依ル船舶戰爭保險料率表

舊料率（自昭和十四年八月廿三日實施）

一、航海保險料率

第一區——北緯二十度以北、西經六十度以東ノ水面

但シバルチツタ海（ルモヲ含マズ）及第二區ヲ除ク

金七〇錢也

第二區——地中海（シブラルタル及ボートセツトヲ含マズ）及黑海

金參拾五錢也

第三區——東經百度以東、西經七十度以西ノ水面ニシテ大西洋ヲ

除キタルモノ（南京上流ノ揚子江ヲ除キ南京ヲ含ム）

金貳錢五厘也

第四區——南京ノ上流岳州ニ至ル揚子江

金五錢也

第五區——其他但シバルチツタ海ヲ除ク

金拾五錢也

二、期間保險料率

日本、關東州、滿洲國並ニ支那沿海（其河川並ニ隣接セル諸島ヲ含ム）

保險料率（額）
百圓ニ付

ノ一部ヲ航行區域トスル船舶ニ對シテハ左記料率ヲ以テ期間保險ヲ認ム
保險料率 (保險金額百圓ニ付)

(イ) 第三區域ノミノトキ 十五日間 金參錢七厘五毛也

三十日間

金七錢五厘也

(ロ) 第四區域ノミノトキ

三十五日間

金七錢五厘也

(ハ) 第三區及第四區域ニ跨ルトキ

三十五日間

金六錢貳厘五毛也
金拾貳錢五厘也

現行率 (自昭和十七年八月廿四日實施)

一、期間保險

航行區域

保險期間

基本料率 (保險金額百圓ニ付)

別記區域ノミノモノ

六十日又ハ其ノ未滿

金參拾錢也

二、航海保險

航行區域

保險期間

基本料率 (保險金額百圓ニ付)

別記區域ノミノモノ

三十日

金貳拾壹錢也

別記

東ハ東經百八十度、西ハ東經九十四度、南ハ南緯十一度、北ハ北緯六十三度ノ線ニ依リ限ラレタル區域
但シ揚子江ニ付テハ岳州ヨリ下流（岳州ヲ含ム）ノ本流及上海ヨリ下流（上海ヲ含ム）ノ支流ノミトス

以上

航路外航行割増保険料率表

航路外航行割増保険料ニシテ定率アルモノハ

- (イ) 冬期間ノ日本領樺太東海岸、亞庭灣及西海岸、露領サガレン（東
西海岸共五十三度以南）及沿海州（ニコライスク及マゴ以南）
 - (ロ) 勘察加及北得撫水道以北ノ千島列島沿海及オホーツク海
 - (ハ) 擇捉島及得撫島
- ノミニシテ他ノ場合例之A 2ヨリAニ擴張、AヨリBニ擴張等ノ如
キ場合ハ船型、基本料率、航海期間、航海時季等ヲ考慮シテ其ノ都
度料率設定セラルルモノトス

一 冬期間（自十一月十四日）二 於ケル割増

(一) 航海ニ對スル割増

(A) 總屯數五百屯以上ノ鐵鋼船

最終積地出帆月日

航路外航行割増

(B) 日本領樺太東海岸

自十一月十五日

總屯數壹屯ニ付

金拾貳錢五厘

至十一月卅日

保險價額百圓ニ付

金拾貳錢五厘

自十二月一日

總屯數壹屯ニ付

金貳拾五錢

至十二月卅一日

保險價額百圓ニ付

金貳拾五錢

(右以外ノ出帆ハ拒絕)

(二) 日本領樺太亞庭灣及西海岸

自十一月十五日

總屯數壹屯ニ付

金拾貳錢五厘

至十一月卅日

保險價額百圓ニ付

金拾貳錢五厘

自十二月一日

總屯數壹屯ニ付

金貳拾五錢

至十二月卅一日

保險價額百圓ニ付

金貳拾五錢

自一月一日

總屯數壹屯ニ付

金參拾七錢五厘

至二月末日

保險價額百圓ニ付

金參拾七錢五厘

證券面記載航路定限内(左記ニ限り承諾狀ノ條件(四)ヲ除クコト)
ノ港津ヲ出帆スル月日

自三月一日

總屯數壹屯ニ付

金拾貳錢五厘

至三月十四日

保險價額百圓ニ付

金拾貳錢五厘

月露領サガレン(東西海岸共北緯五十三度以內)及沿海州(ニヨライヌク及マ子以南)

自十一月十五日

總屯數壹屯ニ付

金貳拾五錢

至十一月卅日

保險價額百圓ニ付

金貳拾五錢

(右以外ノ出帆ハ拒絕)

(イ)總屯數百屯以上五百屯未滿ノ鐵鋼船

「總屯數五百屯以上ノ鐵鋼船」ニ於テ總屯數壹屯ニ付並ニ保險價額金壹百圓ニ付定メタル

割増保險料率ノ合計額ヲ以テ保險金額金壹百圓ニ對スル割増保險料率トス

(ロ)期間ニ對スル割増(總屯數五百屯以上ノ鐵鋼船ニ限ル)

(一)自十一月十五日至十二月三十一日期間内日本領樺太東海岸及

自十一月十五日至三月十四日期間内日本領樺太亞麻灣及西海岸

總屯數壹屯ニ付

金七拾五錢

保險價額百圓ニ付

金七拾五錢

自十一月十五日至十二月三十一日期間内日本領樺太亞庭灣及西南海岸

總屯數壹屯二付

金五拾錢

保險價額百圓二付

金五拾錢

(總屯數五〇〇屯以上ノ鐵鋼船ニ限ル)

二 勘察加及北得撫水道以北ノ千島列島沿海及オホーツク海

(1) 期間ニ對スル割増

航路定限内ノ最終ノ港津出帆日

十月十日正午迄ニ航路定限内港津ニ歸着ノ場合ノ割増

自四月 十日

總屯數壹屯二付

金五拾貳錢五厘

至四月三十日

保險價額百圓二付

金五拾貳錢五厘

自五月 一日

金參拾七錢五厘

至五月十四日

金參拾七錢五厘

自五月十五日

金參拾錢

至六月十四日

金參拾錢

自六月十五日

金貳拾七錢五厘

至七月卅一日

金貳拾七錢五厘

(2) 航海ニ對スル割増

航路定限内ノ最
終ノ港灣出帆月日

航海制限日域内ニ歸着ノ場合ノ割増

歸着遅延ノ場合推一日目
正午ヲ超ユル一日ニ付

自四月 十日

總屯數壹屯ニ付

金參拾錢

金壹錢五厘

至四月十九日

保險價額百圓ニ付

金參拾錢

金壹錢五厘

自四月二十日

金拾七錢五厘

至四月三十日

金拾七錢五厘

自五月一日

金拾錢

金壹錢

至五月十四日

金拾錢

金壹錢

自五月十五日

金七錢五厘

至六月三十日

金七錢五厘

自七月一日

金拾錢

至七月卅一日

金拾錢

金壹錢五厘

自八月一日

金拾貳錢五厘

金壹錢五厘

至八月十四日

金拾貳錢五厘

自八月十五日

金拾五錢

至八月卅一日

金拾五錢

自九月一日

金參拾錢

三、擇促島及得撫島

(イ) 期間ニ對スル割増

至九月九日	金參拾錢
自九月十日	金四拾五錢
自九月十九日	金四拾五錢
自九月二十日	金六拾錢
至九月三十日	金六拾錢

(ロ) 航海ニ對スル割増

自四月十五日	總屯數壹屯ニ付	金壹〇〇錢
至十月卅一日	保險價額百圓ニ付	金壹〇〇錢
自四月十五日	總屯數壹屯ニ付	金貳拾五錢
至十月卅一日	保險價額百圓ニ付	金貳拾五錢
自十一月一日	"	金參拾七錢五厘
至十一月卅一日	"	金參拾七錢五厘
自十二月一日	"	金五〇錢
至十二月十五日	"	金五〇錢

承諾狀ニ於テ三十一日正午
以後ノ延着ヲ豫メ認メサルコト

88
88
114
88
33
88
114
88
33
88
114
88
33

自宅
埼玉縣大官市高鼻四一番地
電話埼玉縣大官四〇六番

情報局第二部出版課

藤 宮 靖 久

東京市麹町區永田町一丁目一番地
電話 銀座 (57) 五八三〇番
三 七六一三番
一 七六一三番
七 七六一三番

總動員補償委員會規程 (昭和十三年七月二日)
勅令第四百七十四號

總動員補償委員會規程

第一條 總動員補償委員會ハ内閣總理大臣ノ監督ニ屬シ國家總動員

法第二十九條第一項ノ規定ニ依リ其ノ權限ニ屬セシメタル事項ヲ

調査審議ス

第二條 總動員補償委員會ハ會長一人及委員二十人以内ヲ以テ之ヲ

組織ス

第三條 會長ハ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

第四條 委員ハ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官及學識經

驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

第五條 會長ハ會務ヲ總理ス

會長事故アルトキハ内閣總理大臣ノ指名スル委員其ノ職務ヲ代理

ス

第六條 總動員補償委員會ニ幹事ヲ置ク内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ
内閣ニ於テ之ヲ命ズ

幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理シ臨時命ヲ承ケ補償金ノ算定
ニ關スル事項ノ調査ニ從事ス

第七條 總動員補償委員會ニ書記ヲ置ク内閣ニ於テ之ヲ命ズ

書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

第八條 總動員補償委員會ハ必要ト認ムルトキハ鑑定人ヲ選ビ又ハ
當事者其ノ他適當ト認ムル者ノ出席ヲ求メ其ノ意見ヲ總クコトヲ
得

第九條 本令ニ規定スルモノヲ除ク外總動員補償委員會ニ關シ必
要ナル事項ハ内閣總理大臣之ヲ定ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

軍需評議會規程ハ之ヲ廢止ス

◎總動員補償委員會名簿

(昭和十八年十月現在)

企 畫 院

會長

企畫院次長 安倍源基

杉並、和田本、一〇一九 甲野 38 七八九五
〔企畫院(丸 23 四五〇五)〕

委員

法制局參事官 佐藤基

牛込、中、三二(牛 34 〇六七六)
〔法制局(丸 23 〇九〇八〇九〇九)〕

企畫院部長 渡邊渡

鎌倉市雪ノ下三九八(鎌倉 一三三七)
〔企畫院(丸 23 一二一〇)〕

內務省地方局長 新居善太郎

澁谷、長谷戸、五一(澁 46 三八一五)
〔內務省(銀 57 自五六一一至五六四〇)〕

內務省管理局長 竹內德治

町、三番、九、一一(九 33 三五三〇)
〔內務省(銀 57 自五六一一至五六四〇)〕

大藏省主計局長 植木庚子郎

小石川、丸山、五(植 86 一〇一五)
〔大藏省(銀 57 自七九三三至七九三八)〕

陸軍主計中將 栗橋保正

世田谷、世田谷二ノ一二九二(世田谷 五〇〇二)
〔陸軍省(丸 33 自五五〇一至五五三〇)〕

海軍主計中將 山本丑之助

目黒、柿ノ木坂二四三(在 08 七八一五)
〔海軍省(銀 57 自三一一一至三一一九)〕

司法省民事局長 齋藤直一

小石川、白山御殿、一〇九(小 85 六四〇)
〔司法省(銀 57 自五六〇一至五六〇六)〕

農林省總務局長 重政 誠之

小石川、難司ヶ谷、九八（牛34五七一〇）
（農林省）九23自一五一至一六〇（）

遞信省總務局長 小林 武治

瀨田、中瀨田三ノ九ノ一（瀨田 五〇六〇）
（遞信省）九23自〇四一至〇四七九（）

鐵道監 平山 孝

淀橋、戸塚、三ノ一四八（牛34五八八〇）
（鐵道省）九23自一五五一至一五六〇（）

從三位勳一等 松本 蒸 治

町、丸ノ内一ノ二日本工業俱樂部内松本事務所
（丸3〇〇八〇）
23

正四位勳二等 松井 春 生

麻布、筭、一七六（赤48二五一九）

勳三等 岩田 宙 造

赤坂、青山高樹、一二、一六（青36〇四〇三）

深澤 吉 平

本郷、月込千駄木、六二大野屋敷内（丸82一〇三〇）
北海道空知郡音江村内國

三浦 鍊太郎

大塚、馬込、東二ノ九五一

幹事

内閣書記官 澁江 操 一

豊島、西巢鴨二ノ二三八三（塚86一五六九）
（内閣書記官）九23〇〇三五（）

法制局書記官 今枝 常 男

中野、千光田、九（中38八〇二二）
（法制局書記官）九23〇〇六〇九（）

企畫院書記官 高橋庸彌

大塚、上池上、八四八 (在 08 六九一〇)
〔企畫院 (丸 23 四五〇六) 〕

同 大森達雄

淀橋、諏訪、一一〇 (牛 34 四一八〇)
〔企畫院 (丸 23 四五〇七) 〕

同 林敬三

豊島、千早、三ノ七ノ四 (喜倉長崎 三八五九)
〔企畫院 (丸 23 一一一〇) 〕

陸軍大佐 佐藤裕雄

澁谷、橋ヶ谷本、二ノ四七〇 (青 36 七七二〇)
〔陸軍省 (丸 33 自五五〇一至五五三〇) 〕

陸軍主計大佐 遠藤武勝

中野、野方一ノ七八一 (中野 38 五五四九)
〔陸軍省 (丸 33 自五五〇一至五五三〇) 〕

同 爲田清憲

世田谷、世田谷二ノ一三六五 (世田谷 三八二七)
〔陸軍省 (丸 33 自五五〇一至五五三〇) 〕

海軍大佐 濱田祐生

目黒、上目黒五ノ二四五四 (澁 46 二四六五)
〔海軍省 (銀 57 自三一三一至三一三九) 〕

海軍主計大佐 中垣仙吾郎

目黒、中目黒二ノ四八四 (澁 49 五三九〇)
〔海軍省 (銀 57 自三一三一至三一三九) 〕

同 山沖芳市

世田谷、玉川奥澤、一ノ一二九 (田園調布 四三〇五)
〔海軍省 (銀 57 自三一三一至三一三九) 〕

司法書記官 長野潔

世田谷、上馬、一ノ八三六 (世田谷 三七〇六)
〔司法省 (銀 57 自五六〇一至五六〇六) 〕

商工書記官 北野重雄

澁町、六番、六ノ一 (丸 33 一五〇一)
〔商工省 (銀 57 自五九五〇至五九六〇) 〕

書記

企畫院屬 濱口岩之助 企畫院總務部長 岩之助 23 四五〇七

手紙合ノ紙了

閣第 二二二號

案 起

昭和十八年四月

日

裁可 昭和十八年四月十三日行

決定 昭和十八年四月十三日行

昭和十八年四月十四日

日 施

昭和十八年四月十四日

内閣總理大臣

[Handwritten signature]

内閣書記官長

[Handwritten signature]

内閣書記官

能

別紙新聞雜誌用紙統制委員會委員長報告次期(四月一

六月)用紙統制要綱ニ關スル件

右高覽ニ供ス

追テ右ハ左ノ通關係各廳ニ通牒相成然ルベキ哉

通牒案(一)

昭和十八年三月三十一日(三月三十日付)

内閣書記官長

内務大臣
情報局總裁
宛(各通)

今般新聞雜誌用紙統制委員會委員長ヨリ次期(四月一
六月)用紙統制要綱内閣總理大臣宛別紙ノ通報告之有
リ候條念ノ爲通牒ニ及ビ候

(二)

昭和十八年 三月三十一日 (三月三十一日付)

内閣書記官長

商工大臣
大東亞大臣
宛(各通)

今般新聞雜誌用紙統制委員會委員長ヨリ次期（四月一
六月）用紙統制要綱内閣總理大臣宛別紙ノ通報之有
リ候條然ルベク措置相成度命ニ依リ通牒ニ及ビ候

内

閣

情用統甲第二十七號

昭和十八年三月二十九日

新聞雜誌用紙統制委員會委員長 谷 正

內閣總理大臣 東 條 英 機 殿

新聞雜誌用紙統制委員會八次期（四月—六月）用紙統制要綱ニ基キ慎重
審議ノ結果別紙ノ通決定致候條此段及報告候也



内閣

次期（四月一六月）用紙統制要綱

（昭和十八年三月二十九日）
用紙統制委員會

供給

昭和十八年度物動計畫ニ依レバ本年四月一六月度ニ於ケル洋紙供給見込量ハ左ノ如シ

新聞用卷取紙

一般洋紙

合計

之ニ對シ四月一六月度ニ於ケル配船實施計畫ニ於テ二四〇〇〇噸（月八〇〇〇噸）ノ追加割當ヲ得タルヲ以テ追加船腹ノ全部ヲ新聞用卷取紙ノ輸送ニ充當スルモノトスレバ結果ハ左ノ如シ

新聞用卷取紙供給増加量 三三八九六〇〇封度

依テ供給見込量再計ハ左ノ如シ

新聞用卷取紙	一〇三四四〇〇〇封度
一般洋紙	一九七九〇〇〇〇封度
合計	三〇一三四〇〇〇封度

内閣

分配

右ノ供給力ニ基キ四月一六月度ニ於テハ左ノ如ク割當ツルモノトス
 (1)新聞用卷取紙

内地新聞	七六三七一〇〇五封度 (前期ニ對シ一〇三%)
會員社	七五六五八一五六封度
會員外社	七一三八四九封度
外地新聞	七九五六三四八封度 (前期ニ對シ一〇一%)
朝鮮	六五二三四〇八三封度
臺灣	一三一四四三三封度
樺太	二一八八三二封度
在滿新聞	五七五七四五三封度 (前期ニ對シ一〇〇%)
在支新聞	六三三三三〇四封度 (前期ニ對シ一〇〇%)
總計	九六四三七一〇封度 (前期ニ對シ一〇三%)

内閣

(2) 出版物用紙

一八一三四七八〇封度

(1) 日本出版會分

一般出版物

一八一九九五〇〇封度 (前期ニ對シ七三%)

官廳關係出版物

三五一七五〇〇封度 (前期ニ對シ八五%)

海外宣傳出版物

四二二〇〇〇封度 (前期ニ對シ九〇%)

計

一八一五〇〇〇封度 (前期ニ對シ七五%)

(ロ) 特定出版物

九八四七八〇封度 (前期ニ對シ九〇%)

「備考」

- 一 日本新聞會社ノ割當量ハ四月六各月ノ日割計算ニ基クモノトス
- 二 新聞卷取紙ノ供給量ト割當量トノ差額ハ在庫へ繰込ムモノトス
- 三 今期ニ於ケル棒太新聞ニ對スル増配ハ次期以降モ繼續スルモノトス

四 日本出版會割當分中ニハ教科書ヲ含マザルモノトス

内閣

閣甲第二一〇號

起案 昭和十八年七月十九日

決定 昭和十八年七月三十日

施行 年月日

内閣官房總務課

内閣書記官

佐藤

印

七一九期官廳外郭團體關係出版物用紙割當ニ關スル件
標記ノ件別紙ノ通新聞雜誌用紙統制委員會ヨリ申越之有リ候ニ付テ
ハ左案ノ通割當通知相成然ルベキ哉

昭和十八年六月三十日

内閣官房總務課長

情報局第二部出版課長 宛

七十九期官廳外郭團體關係出版物用紙割當ノ件

本年六月二十日情用統甲第五一號ヲ以テ申越之有リ候標記ノ件別紙ノ通り割當候條然ルベク御取計相煩度

會員名	雜誌名	順位	七一九期割當量	備考
東京統計協會	統計集誌	C	一八〇	听四一六期割當ノ九割
東北産業科學研究所	東北産業研究	B	一三五	
大政學贊會	大政學贊	B	一五〇六五	
計			一五三八〇	

情用統甲發第五一號

昭和十八年六月廿六日

内閣府事務課長
稲田周一

新聞雜誌用紙統制委員會幹事長 村田五郎

殿



七一九期官廳外郭團體關係出版物用紙割當ニ關スル件

貴廳外郭團體關係出版物ニ對スル七一九期用紙割當總量ハ別紙記載ノ通
決定相成候條概ネ左記要領ニ依リ各出版物ニ對スル割當方可然御配意相
成度

追而各出版物ニ對スル通常割當量ハ七月五日迄ニ之ヲ情報局第二部出
版課長宛通報相煩度

記

- 一 各出版物ニ對スル通常割當量ハ其ノ性格竝ニ必要度等ヲ考慮ノ上重點
的ニ之ヲ決定スルモノトスルコト
- 二 各廳ノ保有用紙ハ通常割當ノ補正其ノ他ノ特配用トシテ七一九期中ニ
之ヲ使用スルモノトシ其ノ割當ニ付テハ其ノ都度出版課ヲ通ジ事前ニ
之ヲ新聞雜誌用紙統制幹事會ニ連絡スルモノトスルコト
- 三 新聞雜誌用紙統制幹事會ニ連絡スルモノトスルコト
- 四 重點主義不徹底ニ因ル用紙増配又ハ特配申請ハ之ヲ抑制スルモ
ノトスルコト

B — 會員行 = 命色布
 C — 會員以外市地購洗片等
 — 取市場 = 效老奴
 D — 似也元
 A — 存券

七一九期內閣

此係出版物用紙割當量

發行誌數	三
四一六期割當量	三五〇听
增配量	一六、七四〇听
合計	一七、〇九〇听
七一九期通常割當量	一五、三八〇听
保有量	八五〇听
割當總量	一六、二三〇听

4
 4x.9

國民精神總動員

每月一回發行

統計集誌

第七百四十三號

昭和十八年五月

論說

各國に於ける統計の現状と

其の總戦力との關係……川島孝彦……

時局下に於ける統計に關する諸問題……友安亮……

資料

昭和十八年三月全國及各都市生計費指數……

彙報

昭和十八年度通常總會—家計調査施行規則中改正開令公布及改正
要旨並理由—家計調査施行心得中改正訓令公布及改正要旨並理由
—第八十一回帝國議會に於ける東條内閣總理大臣の人口動態趨勢
報告—統計機構の整備強化に關する建議—昭和十八年家計調査家
計簿記入方向上調査員指導及事務打合せ開催—道府縣官房長會議
に於ける川島統計局長の説明—群馬縣統計協會總會に於ける川島
統計局長の講演—朝鮮労働技術統計調査事務打合せ開催—統計局
員慰安—本協會の統計功勞者表彰—新入會者

地方通信

愛知縣—佐賀縣—香川縣—奈良縣—群馬縣

東京統計協會

統計集誌

第七百四十三號

各國に於ける統計の現状と其の總力戦との關係

川 島 孝 彦

(本稿は本年三月二十三日内務省に開かれたる道府縣官房長會議に際し稿者が統計局長として開陳したる説明にその後若干の補記を加へたものである)

昨年十一月の行政簡素化によりまして、從來の統計事務は各位の御所管に入る事となりました。今後何分宜しく御願ひ致します。今回第一回官房長會議が開かれました機會に、各國の統計の現状を御説明致し、現代の國家統計の、機能に付御理解を深めて戴き度いと存じまして、時間を拜借致した次第であります。

現在列強が、其國政の運用に當り、又國家總力戦の遂行に當つて用ゐて居ります統計は、從來の統計とは、全く、面目を一新した、新しい統計であります。世界各國の統計は、昆虫が、蛹から成虫になつて飛び出す様に、現今、一種のメタモルフォーゼの過程にあります。古い統計から新しい統計に脱皮しつゝある國々のうちには、已に其の過程を終つたものもあり、又現在其の途中にあるものもあつて、一樣ではありませんが、その中で、ソ聯とドイツと米國の三ヶ國は、非常に進歩した状態

各國に於ける統計の現状と其の總力戦との關係

にあります。今日は、此の三ヶ國の統計の實狀を御説明致し、且つ、現大戰に於ける其の效力について、二三の實例を申上げようと思ひます。

先づ第一に、ソヴィエト聯邦の統計に就て申し述べます。ソ聯の國家統計は、其の制度の上に於きましても、又其の運用の點に於きましても、世界の水準を抜いて居るのであります。其の、特に優れた所は、統計の組織に關する點と、統計の機械化に關する點と、統計の利用に關する點とであります。

ソ聯に於ては上は、各省から下は市町村に至るまで、悉くの官廳に、各々其の廳内の、統計事務の中心となるべき課が置かれて居ります。そして此の統計課が、其の廳内の、各部各課の統計事務に關して、強力な統制の權限を持つて居りまして、廳内各部に於て、統計調査を行はんとする場合には、凡て其の案を示して、統計課の承認を受けなければなりません。統計課は、統計の統制上、必要な指示を致して、各調査の間の調整を行ひ、又其の調査の結果に就ては、副本を徴して、其の官廳内の、凡ゆる、統計調査の結果を集め、之を整理保存して置きます。又、他の官廳から通報して参りました、各種の統計をも同様に凡て之を集めて、整理保存して置くのであります。廳内の各部に於て、統計數字を必要とする場合に、自己の有する統計では事足らざる時には、統計課に問ひ合せ、統計課は、その蒐集整理した各種の統計表を調べて、之に答へるのであります。問合せの如何に依りましては、多數の統計材料から必要な統計數字を算出したり、又他官廳の統計課に照會したりして、利用目的に副ふ統計資料を提供致します。此の外、統計課が自ら諸種の統計調査を行ふ事は言ふまでもありません。

斯かる組織が上から下まで一貫して何れの役所にも設けられ、専任の職員は、全國約二十二萬人に及んで居りますが、更に此の外に、統計事務の最高官廳として中央統計局があります。中央統計局は、國家全體の統計の中心機關でありまして、恰も、各官廳の統計課が、廳内各部の統計事務に對する如く、各省の統計部に對してその中心となり、國家全般の統計事務に就て、

之を一元的に統制し、又、あらゆる統計資料を整備して、各方面の需用に應ずるのであります。が、特に、國家の最高企画機關たる國家計畫委員會、即ち所謂ゴスプランと密接な關係を持ち、之と表裏一體の立場に立つて居ります。ゴスプランの諸計畫の編成材料となる統計は、凡て中央統計局から提出せられるのであります。此の中央統計局の規模は頗る尨大でありまして、長官の下に二十七の部が置かれ、各部は概ね三課乃至五課から成り立つて居ります。長官は統計に關する一切の事項に互り、強大なる權限を與へられて居ります。しかし其の半面には、嚴重なる責任を課せられて居るのであります。

以上の如く、ソ聯は、官廳の統計機構が整然と組織化されて居ります外に、なほ注目すべき事は、統計そのものが亦組織化されて居る事であり、即ち何れの官廳でも、單に、當該官廳の活動に必要な資料をとり入れてあるだけでなく、同時に、必ず、他の統計と關聯して利用出来る様に組み立てられて居ります。總ての統計は、みな國家統計の全體の一環としてつながり、全體が有機的一體化をなして居り、孤立獨存する統計はないのであります。之は綜合計畫を策定する上に極めて重要な事で、各種の統計を彼此照合して事柄の實體を把握し、又、關聯計畫を施して容易に且つ確かに統計上の測定又は推計をなし得るのであります。又、之に依つて矢鱈に多くの調査を施行するの、煩勞と時間を省くことが出来るのであります。

次にソ聯の統計事務の機械化の事であり、統計計算を機械力の應用に依り、驚くべき迅速さと正確さを以て遂行する事は、初め米國に起つたものであります。スターリンは逸早く之を自國に採用し、大規模な國營工場を設けて統計機械の國産化を遂げ、現在、ソ聯の統計計算は、著しく機械化されて居ります。中央統計局文庫でも、機械計算に従事する計算手は、約二萬人と推定せられますが、他の官廳にも夫々、相當の機械計算手が置かれて居ります。ソ聯は昭和十四年に國勢調査を施行しましたが、其の集計は一ヶ年で完成しました。又、鐵、鋼、石炭、自動車等の生産の狀況、或は鐵道貨物の輸送量の如き

各國に於ける統計の現状と其の總力戰との關係

は、全聯邦の日々の状態が、僅々二日の後には、統計となつて現はれる有様であります。かくの如き事は、他の列強には、未だ其の例を見ない所であります。

次に、ソ聯の統計利用の點に就て申し上げます。統計が計畫の編成材料として用ゐらるゝ事は、ソ聯も、他の國と同様であります。其の外に、ソ聯では、計畫せられた事業の運営に、統計を利用して居ります。之は日報、週報、旬報の如き、短期の統計報告をとり、常に計畫の遂行状況を具體的に把握し、豫定の進行速度に比して異状が起りました場合、出来るだけ早く之を發見して其の手當をするのであります。變轉する現象に就て此の短期の統計報告を、期日に遅れずに集めると言ふ事は、實際は、非常に困難な事でありまして、統計の組織制度が實に其の前提になるのであります。ソ聯は上述の如き、整備せられた統計制度により之を實行し、計畫の遂行を妨げて居る原因、又は計畫の超過遂行を來した原因を突きとめ、早期に對策を講じて其の進行を圓滑にし、全般の計畫を、もつれさせずに進めて行きます。

以上は、ソ聯の國家統計の現状であります。第二にドイツの状況を申し上げます。元來、ドイツは統計に關する學問の發祥の地でありまして、統計學の進歩には、幾多の貢獻を致して居りますが、此の國の統計は、從來、稍々アカデミックに過ぎる嫌がありました。ヒトラー總統の政權が確立して以來、血の通つた生きた國家統計の建設に邁進致しまして、現在では略ぼソ聯の國家統計に近ひ所まで、進歩して居ります。其の統計制度及び運用は、大體ソ聯と同じ方向に進んで居ります。從來、兎角、國內の統計が各個に分裂し、その綜合的關聯計算が出来ない事、統計調査が多すぎる事等の弊害に鑑みまして、昭和十四年に一つの法令を公布し、統計事務の統制を強化致しました。其の要旨は、ドイツの統計に關しては、四ヶ年計畫全權たるゲーリング元帥が其の全權を握り、國に、統計に關する一つの中央委員會を設け、國の統計局長が此の委員會の事務を行ひ、民間に於ても官廳に於ても經濟統計調査を行はんとする場合には、總て此の委員會に申請して其の許可又は承認を受くべき事

になつて居ります。そして其の許可又は承認に際して、委員會は調査の時期、方法、範圍、及びその統計の用途、その公表の點に至るまで、統計全般の問題に就て、統制上必要の指示をなし得るのであります。ドイツは斯くの如く、強力に國家統計の有機的一體化を圖りつゝあるのでありますが、何分、政權確立以來、日が浅いことと、又他に多少の事情もありまして、まだ十分に整備の目的を完成するに至りません。しかし、其の國防經濟に關する統計には、特に力をいたし、勞働配置、輸送機關原料等に關する統計は、頗る整備いたして居ります。就中、需給調整を目的とせる原料に關する統計は、輸入及國內生産の状況と、輸出及國內消費の状況とが、相對比せられて、貸借對照表的に表現せられ、ストックの總額が一見して判る様になつて居ります。

第三に、米國の統計に就て申上げます。米國は統計事務の機械化が、最も發達し、且つ、普及して居る國であります。最初に申上げました新しい統計と言ふものは、米國に起つたものでありまして、之は、統計事務の機械化を動機として、生れたものであります。明治二十三年に、米國で第十一回國勢調査が施行せられた際、統計局の技師、ハーマン、ホレリスと言ふ者が、多數の申告書の内容を敏速に正確に計算する機械的方法を案出致しました。此のホレリスの考案した機械が、改良を加へられて進歩發達し、凡そ今から十二三年前、昭和五年頃には、立派な性能を持つた優秀な機械が、出現致しました。機械化計算の方法は、多數の書類に記載せられた事項を、先づ、パンチングマシンと稱する機械に依り、特種のカードにパンチを致すのであります。書類に記載せられた内容が、パンチの穴の位置に依りまして表現せられるのであります。次に此のカードをソーター、或はタビュレーターと申す機械に掛けますと、使用者の欲するまゝの、分類と計算が行はれて、迅速に、其の結果が一枚のリーフに印刷されて出て參るのであります。ソーターの計算速度は、一分間約四百三十枚のカードを處理致します。計算の種類は、機械によつて異りますが、加減乗除その他種々の計算が可能でありまして、特殊のものは、微分積分の計算を

も行ひます。米國に於ては、此の統計機械の利用が、急速に普及しまして、最初は統計事務に利用せられて居りましたのが、後には鐵道會社、工場、商會社、銀行等の、各種の計算事務に應用せらるゝに至り、大規模複雑なる事業の管理經營にとつては、缺く可らざる利器となつたのであります。茲に、統計を企業の經營に活用すると言ふ、新しい分野が生まれました。米國に於ては、已に昭和五年頃、會計簿記の事務が、統計に吸収されたと言ふ議論が行はれて居る位であります。現在では、大企業の運營を指導し、能率を増進する事は勿論、工場などの生産技術の改善進歩までも、機械化された統計の利用に負ふ所大なのであります。

斯くの如く、米國では新しい統計が、國民の上下一般に利用せられ、従つて統計に關する國民の關心と熱意とが、相當高度に達して居る事が特色であります。しかし、國家の統計制度に就ては、從來、統計のデセントラリゼーション即ち分散化が、其の發達を促進するものなりとの、考へ方で進んで参りました。従つて、各官廳が銘々バラバラに統計をとり、其の様式も區々でありまして、此等の間には到底十分な關聯計算が出来ません、綜合計畫の樹立とその運用とに於て、重大な缺陷が存するのであります。米國があれだけの資源と人口と工業生産力とを持ち乍ら、思つた程には戦力増強が出来ない原因の一つは、確かに此の邊にあると存ぜられます。併し最近の情勢は著しく變つて、統計集中化の傾向が見えます。昭和十五年の暮頃から、米國の世界的に有名な、二大統計機械製造會社の製品は、悉く政府に買ひ上げられて居ります。又最近、交換船で歸來した人の話では、大東亞戰爭勃發の後、民間の統計機械が徵用されて居ると言ふ、情報もあります。民間に於ける經營統計が發達した國でありますから、此の傾向は決して輕々に看過す可らざる所であります。

以上甚だ簡單であります。獨、蘇、米、三ヶ國の國家統計に就いて、現状の一端を御紹介致しました。此の三ヶ國の用ゐて居ります統計は、從來の古い統計とは、面目を一新したものであります。大雜把に申しますと、古い統計は眞理の探求

或は原理原則の發見の爲めの統計でありました。自ら政治を行ふ、當局者として用ゐる統計は、如何にあるべきかと言ふ點に立脚して、研究された所は少いのであります。

新しい統計は、此の施政當局者の觀點に立つた、統計であります。經營の爲めの統計であります。ソ聯とドイツとは、國家統計として、已に従前の學究的な統計から、新しい經營的統計への移り變りを済ましたものであり、米國は今その移り變りの途中に在るものであります。

次に、今次の歐洲大戰に於て、新しい國家統計が力を發揮した實例を申し上げます。各位も御承知の通り、昭和十五年、ドイツ軍がフランスに向つて攻撃を開始した際には、五月十日から六月十四日までの、僅か三十五日間をもつて、フランス軍は全く戰鬥力を喪失して了ひました。しかし、翌昭和十六年、ソ聯に進軍した場合には、初め、破竹の勢であつたドイツ軍は、漸次其の進軍速度が鈍り、レニングラード、モスクワの周邊にまで攻め寄せ乍らも、遂に十月初旬、開戦以來百日餘の後、攻撃中止を聲明して爾後守勢に移りました。けれども冬期の間にソ聯の反撃の爲め、若干の後退を餘儀なくせられたのであります。此の二つの攻防戦に於て著しく目立つ現象は、フランスの場合に在つては、戦車、飛行機、大砲等、フランス軍の機械裝備が、ドイツ軍の一撃毎に低下して行つたのに反し、ソ聯の場合に在つては、何度打撃を受けても、次の戦場に於てのソ聯の機械裝備は、低下しなかつたと言ふ事實であります。三ヶ月間にドイツ側が破壊又は撃墜したソ聯の飛行機は、一萬四千五百臺と公表されて居ります。此の數字には多少、重複計算があらうと思ははれますが、開戦前、ソ聯の所有する飛行機は約七千機と見られて居つたのでありますから、開戦當時の飛行機は全滅して居る譯であります。それにも拘らず、戦闘の終り頃にも、なほ相當数のソ聯飛行機が、戦場に活動して居つたのであります。當時ソ聯に滞在して、後、歸朝した人の報告には、此の年の十一月、クイブイセフに於ける觀兵式には、約百五十の飛行機が参加したが、その中の三分の一は、新銳の戦場第一線機と見

受けられたと書いて居ります。かゝる事情はひとり飛行機許りでなく、戦車にしても、大砲にしても同様でありました。即ちフランスとソ聯とでは、戦場への戦力補給の能力に、格段の差異があつた事が判ります。しかし如何程、ソ聯の工業能力が優れて居ればとて、かゝる短期間に、しかも敗戦の混乱の中で、斯くの如き事がさう容易に出来るものではないのであります。そこには、複雑な、国内の産業活動を、情勢に應じて、必要な方向に向け替へ、之を、敏速に圓滑に、手もつれなく、運営する能力が必要であります。此の運営に當つて、ソ聯國家統計が如何に大きな役割を果したかは、ソ聯統計制度の實狀に照して明瞭でありませう。對ソ情報網の完備を世界に誇つたドイツ軍をして、「ソ聯は想像を絶する、尤大な軍備を隠して持つて居た」と嘆ぜしめた事は、此の邊の消息を物語るものであります。

又、昨年秋、スターリングラード市政防戦に於ては、ドイツ軍が市内の大部分を占領して、ソ聯側は僅かに其の一角に嚙り付いて居るに過ぎない狀況にまで、追ひ詰められたのに拘らず、ソ聯は、急速に増援部隊を送り來つて頽勢を挽回し、遂にロストフ、ハリコフ方面へまで進出しましたが、あれ丈けの大消耗戦をつけた揚句に、なほ、あれ丈けの補給能力を發揮し得た事は、之亦、新しい經營統計の、活動に負ふ所少くはないと存ぜられます。此の戦闘中、スターリンは、形勢危急なりと見て、スターリングラード市に來り「一日戦線を維持する事は、一日勝利に近づくのだ」と、將兵を叱咤激勵して居たのであります。また、戦争の半ば、ドイツ軍の猛烈な總攻撃の眞最中の九月下旬に、モスクワへ歸つて了ひました。しかし其の後、日を経るに従つて、ソ聯側の戦力補給は益々強大となり、遂に其の豫言が實現したのであります。斯くの如き大膽な離れ業は、補給狀況の豫測に、餘程の自信を持たなければ到底なし得ざる所であります。現在のソ聯の、統計の力を以てすれば、斯くの如き測定は左して困難ではないと思はれます。

以上は總力戦と統計との、關係の實例であります。よく、「謎のソ聯」と稱して、ソ聯のえたいの知れぬ軍需生産力が無氣味

がられますが、私は、ソ聯戦力の正體は、其の優秀なる國家統計に依つて、自己の持てる總國力を、情勢の變化に應じて、必要な時機に必要な場所に、自由自在に傾注し得る所にあると考へるのであります。ソ聯がその國力を他國に秘匿する上に於ても、其の統計制度が大いに關係があるのですが、茲には省略いたします。

最後に、少しく結論を申上げ度いと存じます。現代の戦争は、多數の要素からなる所の、國家の總力を擧げて、敵勢力の破潰に當るものであります。此等の多くの要素は、互に相關聯し、複雑に絡み合つて動いて居るものでありますから、各要素の運営は、決して單獨に行はれ得るものではありません。廣汎な部門に互る、複雑な大規模な且つ急激な活動を、総合的に指導し運用する必要と、新しい統計の機能とを考へ合せますれば、國家總力戦に於ける國家統計の地位が、如何に重要なか御諒解がいくことと存じます。大東亞戦争の目的完遂の爲には、或は、生産増強に關する資材勞務動力の按配の問題、或は、國民戦時生活確保に關する生活物資の供出配給の問題、或は又、職業轉換の問題とか、國民貯蓄の問題とか、戰時輸送力の問題とか、物資回收の問題とか、防空施設の問題とか、多數の案件があるのであります。時局の進展に伴ひまして、地方に於ける國家行政の各部門の施策は、漸次、府縣廳が、中心となつて、其の綜合運営の責に任せしめらるるの運びとなつて参りました。従つて、府縣廳に於ける統計能力の如何は、其の影響する所頗る大きいのであります。此の際に當りまして、各位の如き俊秀の士が、府縣統計事務の統率者となられました事に對して、私は、多大の希望と期待とを抱いて居るのであります。國家内外の情勢に鑑み、將來、府縣廳内に、一つの強力な、統計事務の中心を、確立する方向に向つて御奮闘あらん事を、念願して居る次第であります。府縣の中には、已に其の實現を見たところもありまして、其の結果は、縣政の上に著しき効果をもたらして居ります。又、世上まゝ府縣廳の統計事務を、地方事務所に移管するの論がありますが、此の様な、統計の分散化は、經營の爲めの統計としては、甚だ忌む所でありまして、自由主義の米國に於てすら、その不可なることを指摘して居るのであ

ります。之は、府縣廳の統計の力を弱體化し、地方事情の實體把握を困難ならしめ、事に當つて府縣長官の機敏適切なる、行政指導力を阻害致します。殊に例へば、風水害、火災、地震、空襲の如き、突發的の災害に際しましては、其の缺陷が、特に著しく現はれるのであります。なほその外に、國が統計調査を施行する場合に於ては、事務の傳達段階を増す事に起因して、各種の悪結果を生起せしむるものであります。各般の事情から考へまして、統計事務を地方事務所、移管するの儀は然る可らずと私は考へます。

統計に關しては、まだ他に、防諜の問題、他國の國力判定の問題等、諸外國に於ける狀況と關聯して、申上げたい事が多々ありますが、此等は他日の機會に譲り、今日は之を以て、私の話を終ります。

時局下に於ける統計に關する諸問題

友 安 亮 一

(本稿は昭和十七年十月十五日奈良市に於て開催の東京統計協會主催の第一回統計講習會に於ける講演速記である)

只今統計局長より大所高所より此の問題につき詳細に御話が御座いましたから私は現在の統計がどう云ふ方向にあるか、またどう云ふ方向に向ふべきであるか、又現在の統計に對し心構をどうするかと云つたやうな點につきましてや、具體的に申述べたいと存じます。

申す迄もなく、今日、我國は國家の總力を擧げて聖戰目的の完遂に邁進せねばならぬのでありまして、總ての國策の企畫、策定は此の一點に集中せねばならぬのであります。従つて統計も之に伴つて其の學問的性質、立場としての重要性は別として寧ろ國家的要請に基く強力なる使命を帯ぶるに至つた感があるのであります。吾々の統計に對する態度も此の意味に於て從來の統計に對する考へ方から變へて行かねばならぬかと存する次第であります。以下、是等の統計の時代的意味、使命、統計に對する態度の様なことについて若干申述べたいと存じます。私は是等の點を次の九つの點に分けて申し述べたいと存じます。

第一は戰時下の政策が具體的となるに伴ひ統計は益々其の中心となると共に、吾々の生活に直接關係を持つ様になつたことであります。

戰時下に於ける生産計畫、配給計畫、又輸送計畫等各種の計畫が抽象論を離れて具體的に策定せらるゝに及んで統計は其の中心を爲す様になつたことは申す迄もありません。近代戰が單に武力戰に止らず、經濟戰であり、生産力戰であり、思想戰であり、所謂國家と、國家との間の總力戰を爲すものであるから、何事についても、國家の總力を最もよく發揮する様な機構に

再編成せねばなりません。七千三百萬の國民を如何様に兵力動員を爲し、又生産方面へ國民を如何様に配置按配し、生産力の擴充を圖るとか、等々の所謂國民動員、勞務動員を計畫實施せねばなりません。更に其の兵力に要する武器彈藥の生産、其の原材料の補給を如何にすべきか、總て計畫的に是等を立案實行せねばなりません。又吾々國民全般の家庭生活、消費生活についても一定の計算がなければなりません。

國民の生活の安定は長期戦の構への母體であり、戰鬥力の根源を爲すものでありますから、國民生活の安定と云ふことは絶對に無視することは出来ません。而して近代戦が著大なる物と金との消耗戦である以上戦争の爲消費される物資は莫大なるものがあり、それだけ國民生活を切りつめざるを得ないものがあります。而かも、戦時下では各交戦國が御互に經驗する様に、戦争の爲、直接人と物が消耗され且つ、國防産業の集中擴張せられる結果食糧、其他生活用品の生産はともすれば減少し勝となります。然し生活の安定を圖る爲には其の最小限度の必需量を確保せねばならぬことは申す迄もなく、又其の少き生活物資を以つて國民が公平に生活を維持する様に計畫せねばならぬことも亦極めて肝要な問題であります。吾々一日の生活を考へて見るとよいと思ひます。朝起きると同時に此の問題に逢着致します。一碗の飯、これを炊く炭、瓦斯、都會に於ては洗面する水、即ち水道、顔を拭ふ手拭、身に纏ふシャツ、着物、帽子、一片の禪に至る迄、又新聞に、雜誌に、或は晝の勞苦を慰する晩酌の酒、麥酒に至迄計畫的配給ならざるはなしであつて、此の配給制度の計畫と其の實施こそ、全く統計に基礎を置かないものがないのであります。統計は政策の基礎であると云ふことは今更云ふ迄もなく、事新しいことではありませんが、從來は全く吾々の生活と直接關係がなかつた爲、唯言葉の上で又理論的に承知して居たに過ぎないと申しても過言でなかつたのであります。が、然し前に述べました様な今日の時代では配給制度を通して統計は直に吾々の消費生活に密接不離の關係を持つ様になつて参つたのであります。

米を配給するには年齢別、職業別人口が基準となります。其の人口の数が少いと、それだけ米の配給が少くなる。木炭の配給は世帯人員別世帯数が一疊数も基準となるが配給の一つの基準となる。砂糖の配給は人口に依る。其の人口の多少は配給量の多少に影響があります。此の關係は消費生活のみならず生産部門に於ても亦同様であります。肥料の配給は作付面積に基準を置く、麥作増産の爲の桑園の減反も、其の作付反別が基準となり、これより割り出される。吾々の日常の營業に於ても國家目的の爲の統制を受け、統計に依つて具體的に各人に影響を及ぼして来る。これが現在の世の中であり、されば統計の正確であるか否かは吾々に直接關係があります。自由生活の部面が滅び、生活の規制を受ける部面が増え又生産の統制が強化せられるに従つて、統計の主要性がひしひしと増して来たことを痛感する次第であります。

第二は最近の統計は將來の計畫の爲將來を推測し、其の向ふべき基準を與へることであり、即ち統計は「政治算術」から「企畫算術」へと積極性を帯ぶる様になつた點であります。

長期戦となれば將來の見透しが極めて肝要であります。所謂國家百年の計を樹てることが根本的に必要であります。昭和十六年一月閣議で我國の「人口政策確立要綱」が決定せられました。それに依ると我内地の人口―内地人の人口―は七千三百萬人であるが「東亞共榮圈を建設して其の悠久にして健全なる發展を圖るは皇國の使命であり、之が達成の爲には我國人口の急激にして且永續的な發展増殖を圖り、其の資質の飛躍的向上を圖ることが喫緊の要務である」とせられ、昭和三十五年には内地人口を一億を目標として増加せしめる方策が樹てられました。其の方法として、出生の増加を圖ること、これには今後十年間に婚姻年齢を現在より概ね三年早め、一夫婦出生兒數平均五兒に達することを目標として計畫致します。一方死亡を減少せしめること、之には現在の乳幼兒死亡―五歳未満の乳幼兒死亡は内地全體の死亡の約三分の一で四十萬人前後あり―を減少せしめることが特に必要であります。又結核死亡者は毎年十二、三萬乃至十五萬人もあります。之の結核を撲滅し

結核死亡を少くすることも肝要であります。かくして我國の死亡率を昭和三十五年迄に三割五分低下せしめる様にするのであります。即ち現在の死亡率約千人中十七・五人を三十五年には約十四人位にするのであります。

又我國の農村に於きましては出生率が高く、我國人口の給源地であります。優秀なる兵力、勞力を供給するのは農村であります。この農村の人口は都市へ流れる結果あまり増加しない。これに反して都市人口は年々膨脹する。大正九年國勢調査では市部人口一割八分、郡部人口八割二分であつたものが、昭和五年には市部二割四分、郡部七割六分となり、昭和十五年では市部三割八分、郡部六割二分となり、此の二十年間に市部人口の割合が二割も増したのであります。又農業に従事する人口は千四百萬で殆んど増加しない状態であります。此の儘放置せば、農村人口が少くなる、そこで少くとも内地人の農業人口は全人口の四割を確保するやうに措置するのであります。ところで斯様な人口政策も總て現在の人口統計、死亡統計等を基礎として推算立案せられたものであります。全く統計的に將來の見通しと對策とが立てられてゐるのであります。

以上は人口政策の例を採つたのであります。米麥の増産計畫、造船計畫等も將來の米麥の需給關係、將來の輸送關係等に基いて立案せられるのであります。何れも統計に依る計算に依ることは申す迄もありません。以上要するに從來の統計は大體世の中の各種の事情を數字的に觀察し、比較考量して行政を行ふ所謂「政治算術」と云ふべきものであつたのが、戦時下而かも長期戦下の今日では、統計はもつと積極的な役割を務めねばならぬ様になり、將來を見通し各種の計畫を樹て、而してこれを實行して行かねばならぬ様になつたのであります。斯様な意味に於て、私は従前、統計の意味、機能から「政治算術」と云はれたのに對し「企畫算術」と申したいのであつて、結核今日の統計は從來の「政治算術」から「企畫算術」へと進展したものと申したいのであります。

第三は最近の統計には作爲統計が次第に多く表はれて來る傾向があることであります。

として當然起り得ることかも知りませんが、然し、今日の日本は自分を中心としては成立致しません。自己を減して公の爲に奉ぜねばなりません。國民は同甘共苦の精神で御互に和合して行かねばなりません。それが爲には政治、施策が公平に圓滑に進められる様に御互に心掛けねばなりません。吾々は統計を通じて明るい政治が行はれる様にせねばなりません。不正な統計を作れば結局國民全體に迷惑を及ぼすこととなります。これについて尙一つよい實例があります。昨年某市で菓子配給制度を始めた當時、今日と異ひ菓子の消費実績を一つの標準とし、各區へ菓子の配當を行ふこととし、其の実績を昭和十四年の臨時國勢調査の結果に依る各區の菓子の小賣金額をも參考にしました。ところが區に依つて案外配給量が少く不平が出た所がありました。それは此の調査の結果による賣上高が少なかつたことも一つの原因であつたと聞いて居ります。つまり、其の區の菓子商の賣上高の申告が少なかつた爲、其の區民全體に迷惑を及ぼしたとも云へます。斯様に作爲統計の結果は直に其の結果が表れて來ます。又これは私自身が経験した例であります。今、統計局では全國で約八千世帯につき家計調査を行つて居ります。其の調査對象つまり家計調査を受け毎日家計簿を記入して居られる方には農家あり、商家あり、給料生活者あり、工場礦山労働者あり、交通従事者がありますが、其の中に某縣某市に郵便集配手の方があります。此の集配手さんは非常に熱心に日々の收入、支出を記帳せられて居りますが、やはり次の様な不實の記帳をして居る旨を告白せられて、私も實は意外だつたのであります。それは現在の配給米だけでは到底足らない。そこで、隣りの縣より内諾で米を購入して居られる。又親戚等から殘米の融通を受けて漸く其の不足を補つて居られる様な有様であつたのであります。然し此の配給米以外に工面して補充して居る米は一切家計簿に記入しないこととして居られたのであります。然し記入しないと月末の收支が合はないことになるから、そこで思案の末、下駄を購入したことにして辻褄を合はして居るのだと私に告白せられました。これは配給米以外にも尙米を消費して居ることが判れば處罰せられるかも知れないとの不安からであつたのであります。それは尤もな次第であります。この

凡ての政策が計画的に行はるる様になれば、其の根本としての統計が正確でなければならぬことは今更申す迄もないところ
であります。而るに現在の實情は如何でありませうか。勿論統計関係者の熱誠なる不斷の努力に依り、着々統計が改善整備せ
られつつあることは御同慶に堪へない所ではありますが、一面其の反對の現象が現れつつあることも事實であり、寔に遺憾とす
る所であります。

統計が生活に直接関係を持つ様になるに従つて、統計はやゝもせば統計の利用者に都合のよい様な方向に向ふ。米が配給に
なり、砂糖が配給になれば一升の米、半斤の砂糖でも多く貰ひたいのは人情でありませう。そこで世帯人員を一人でも多く申し
出づれば、それだけ多くの配給を受けることが出来る。かくて此處に嘘の統計即ち作爲統計が生れることとなります。某大都
市で米の配給の爲市民調査を行った結果十萬も多い幽霊人口が生れた。又昭和十六年六月五日の新聞に發表されたところによ
ると東京市で昨年市民世帯調査をした結果、七百三十萬人の人口があつた。ところが國勢調査の人口は六百八十萬に過ぎませ
んから、其の間の人口の増加を考慮に入れると約四十萬の幽霊人口があつたと云ふ計算になります。又某縣の專業農家戸數は
昭和十四年には約四萬四千戸であるのに、昭和十五年には八萬六千戸となつて居る。即ち一ヶ年に約二倍に増加したこととな
つて居る。これは調査の方法が十四年と十五年と異なるからであつて、どちらが眞の專業農家戸數であるかは問題であると思ひま
す。斯様な例は他にもいくらでもあることでありまして、要は何れも利用上の立場から其の時其の時の事情でいろ／＼な數字
が生れるのであります。米の増産奨励係の者が産米統計を作れば多くなり、米の供出関係者が産米統計を作れば少くなる。又
肥料配給の爲米の作付面積を調査せば面積が多くなり、米の供出関係から統計を取れば作付面積が少くなると云ふことはよく
聞く所であり事實の様でありますが、是等は何れも作爲せられた統計であると云つても過言ではありません。結局、先程、水野
企畫院調査官から申された様に、歐米流の自己、自分の町村、自分の縣だけを考へることから出發して居るのであります。人情

時私は申しました。家計調査の結果から郵便集配人に必要な米の量が決定せられ、假に之に依つて將來同業者に米が配給せられる様なことがあれば、あなたの記帳が大變な結果を他に及ぼすことになり得ます。あなたの不正な記帳から得た米の消費統計、つまりあなたの様な職業の方は現在の配給米で充分だと云ふ様な消費統計が他の一般の同僚集配人の生活にも影響を及ぼすことになり得ます。斯様に私が話すよく調査の趣旨を理解せられ、他人に迷惑を掛けぬ様、記帳を正しく訂正し、又今後も正直に記帳することを誓はれたのであります。

以上は一例に過ぎないがやゝもせば偽の統計が生じ易いのが現状であります。それは結局統計が直接吾々の生活に關係を持ち影響を及ぼす様になつたからであります。

然らば吾々の統計に對する心構へは如何せばよいか、之は極めて簡單であります。結局時局に目醒めて滅私奉公の氣持で正直に統計調査に當り統計報告をせばよいと云ふことにつきると存じます。

作爲統計に似て否なるものに謀略統計があります。尤もこの二つのものは眞實の統計でないことには變りがありません。作爲統計は申告者、報告者が故意に不實の申告や報告をすることに依つて生れるのであります。謀略統計は國家が他國に對して謀略戰に用ふる統計であります。これは新聞で見た例でありますが舊英領ボルネオ、サラワク王國の北部にセリアと云ふ所があります。此處はボルネオに於ける石油の産地であります。戰前英國の發表して居る石油の産額は年七十萬トンと云はれて居りますが、我國が之を占領して其の産額を調べて見ると百八十萬トンにも及ぶと云ふことが判つたのであります。これは英國が此の土地に對し、列國が眼をつけることを怖れて殊更に偽の統計を發表し、ボルネオ石油資源の實體をカムフラージュして自ら甘い汁を吸ふといふ英國傳統の老獪政策に利用して居つたのであります。

又先年ソ聯に於て統計學者が大量に處罰せられたことがあります。それはソ聯第一次五ヶ年計畫で農産物の増産計畫を樹て

たが其の計畫に反し産額が増加しなかつた。止むを得ずソ聯政府では收穫高の過大見積を爲し、増産した様な發表をしたが、統計學者は正直な數字を發表したからであります。眞實に近い數字を發表したから處斷されたのであります。之に對しソ聯では「統計も亦段級の利益に反するものは存在の理由がない。二に二を加ふれば四であると云ふことも階級の利益に反するものは否定せねばならぬ。階級の社會には公平の數字を持たぬ………」と云つて居ります。これは極端な例であります。謀略統計の最もよい例であると思ひます。

謀略統計は對外的には許すべきであり、時には此の方法に依り相手國を欺瞞し、攪亂し、自國を有利に導くことも國家總力戰の今日必要なことでもあります。然し謀略統計による謀略即ち掛引きは國家内では許すべきものではないと確信します。米の増配を受けんが爲事實より人口を多くし、米の供出量を少くする爲米の生産額を事實より少くすることは絶體に許すべからざることでもあります。此の様な數字は謀略の爲になされたものではないにしても、此の數字が發表せられ之を敵國人が見れば、先方では宣傳謀略に利用するとも限らない。日本は凶作の爲米の生産額が極めて少い。國民は食糧難にあへいで居るといふ風に宣傳し、自國國民の氣力を鼓舞激勵することに用ふるであります。斯く觀じ來りますと吾々は統計數字の發表は餘程慎重にせねばならぬことを痛切に感ずるのであります。これと反對に外國の發表する統計數字には此の様な謀略統計があるから、これを信じて無用の恐怖に陥る様なことがあつてはならぬと思ひます。外國の發表する統計は充分審査研究して其の眞偽を確かめて敵國の情勢を判斷せねばならぬのであります。

尙此の機會に申添へて置きたいことは、斯様に作爲統計や謀略統計がある今日に於ては、吾々は統計利用上、所謂統計眼を養ふことが何よりも肝要であると存じます。數字に迷はされないこと、數字を呑み込まない心構へと知識とを養ふて置くこととあります。即ち統計の正否を判斷する實力を涵養することが必要であります。統計調査の要點を研究し正しい統計を作る

ことに努力すると共に統計表の見方と云ふことにも一段と研究して置くことが今日必要であると思ひます。

第四は統計は行政施策の實績を監査する役目を増して來たことであります。此の點は本年一月に開かれた大阪府の統計講習會に參りました時述べて置いた點であります。米麥の増産計畫を樹て、生産者を奨励、鼓舞して行つた結果が果して、所期の成果を收め得たのであるかどうかは、其の實績の統計を採らないと判明しないことは申す迄もありません。統計に依つて實績を監査することは、自由經濟時代でも必要であつたが、計畫經濟の世の中では特に必要となつて參つたのであります。今日は此の未曾有の大戰爭、天下分目の大戰爭に打ち勝つ爲に、あらゆる犠牲を拂つて、此の戰爭完遂目標の爲に國力を集中せねばならぬのであります。それが爲には吾々が過去に於て經驗したことのない幾多の劃期的な政策が行はれて居ります。工場景氣がよく従業者を増すにしても「學校卒業生使用制限令」に依つて厚生大臣の指導する大學、專門學校、實業學校で指定せられた學科を修めた者は自由に幾人でも採用することが出来ない。又一度び雇入れた以上は「勞務調整令」に依つて厚生大臣の指定する工場では自由に解雇又は退職せしめる事が出来ない。又雇傭した者の賃金も「賃金統制令」に依つて自由に定めることが出来ない。更に「國民徵用令」で所謂總動員業務に従事せしめる爲に國民が徵用せられる。更に物の方面について見ても同様であつて、「農業生産統制令」に依つて、市町村農會は其の地區内の農業者に農産物の種類、作付面積を指示する事が出来、又農會は重要農産物の生産確保の爲特に必要と認めるときは正當の理由がない限り農業を罷めさせない事が出来る。是等は單に一例に過ぎないが斯様に自由主義時代では考へも及ばない劃期的な制度が希かれ目下それが實施せられて居る。其れ等の政策が果して所期の通り現に實施せられて居るかどうか、又どこに缺陷があり、それを如何に改正すべきかは單なる視察や報告では其の實相が判りません。統計を取つて初めて其の實狀が判るのであります。従つて是等の場合、色々な規則に依つて報告を徴したり、又統計調査例へば勞働統計調査や農業生産申告調査等の實地調査を行つて、其の實狀を調べ其の

實状を見ると共に其の改善の方法が不斷に考究されて居るのであります。

而して國の政策が未知の領域に進められるに従つて、其の政策を遣り放しにして置くことは出来ないものでありまして、果して所期の通り實行せられて居るのであるかどうか、又其の結果はどう云ふ風になつて居るか、又どこに缺陷があり、どう云ふ風に改正して行かねばならぬかを常に監視し研究して行かねばならぬのであります。戦争が愈々長期戦となり米英が其の持つる莫大な資源と生産力とにものを言はせて愈々攻勢に轉じて來る様なことになれば、これに對しどこ迄も勝ち抜くだけの準備と、構へを築かねばなりません。それが爲には今日より一層統制計畫が強化されるであらう、従つて計畫の根本を爲す統計も文字通りの重要使命を負荷せしめられると共に、其の監査的機能も一層重大になると信じます。尙此處に附言して置きたいことは斯様に統計が監査的立場に於て重要であればある程統計が厳正であり、公平であらねばならぬことでもあります。即ち前に述べました様な作爲統計であつてはならぬのであります。それには計畫者とは別の者が統計をとる様にするのがよいと思ひます。丁度司法が行政から獨立して居る様に、又會社の會計經理を行つたものが、自分のやつた業績を監査するのでは眞の監査にならないから、監査役と云ふ特別の者が置かれて居ると同様に、利害關係を離れた立場の者が統計をとつて始めて眞の統計が生れるのだと存じます。又國費を使つて行政を行つた官吏が其の經理を自分で検査しても信用が出来ない。會計検査院と云ふ特別の機關の検査によつて、眞の經理の検査が出来る。之と同様に公平無私な立場から統計を作り其の統計によることに依つて眞の行政施策の監査が出来るのであると信じます。

第五は計畫が総合的となるに従つて、統計も亦一層相互に關聯を持つ様になつて來たことでもあります。

戦時國策はそれが強化せられるに従つて、一つの施策は直ちに他に影響を及ぼします。従つて、戦前の様に施策を一本調子に行ふことが出来ないのであります。あらゆる場合を考慮して計畫を総合的に計畫せねばならぬのであります。例へば國民生